

第3期

勝央町子ども・子育て支援事業計画



令和7年(2025)年3月

岡山県勝央町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
（1） 計画策定の背景	1
（2） 計画の位置づけ	1
（3） 計画の期間	2
（4） 計画の策定方法	3
（5） 子ども・子育て支援新制度の概要	4
第2章 子育てに関する現状と課題と施策の方向	6
（1） 子育て世帯の現状について	6
1） 人口構成・人口動態	6
2） 保護者アンケート調査による状況	9
（2） 第2期計画（令和2年度～令和6年度）の進捗状況	23
（3） 第2期計画の取り組みと課題	24
第3章 計画の概要	27
（1） 計画の基本理念・基本目標	27
（2） 施策の体系	28
第4章 施策の展開	29
（1） 施策の柱1 幼児期の教育・保育を提供する体制づくり.....	29
（2） 施策の柱2 地域での子ども・子育て支援事業を提供する体制づくり.....	30
（3） 施策の柱3 学童期の教育・保育を提供する体制づくり.....	34
（4） 施策の柱4 特別な支援を必要とする親子への体制づくり.....	35
（5） 施策の柱5 安全な生活環境の整備.....	37
（6） 施策の柱6 子どもの貧困対策	38
第5章 量の見込みと確保方策	39
第6章 「勝央町子ども・子育て支援事業計画」の推進にむけて	54

参考資料

いきいき金太郎健康の郷づくり推進会議規約.....	56
計画策定の経過	58
計画策定委員	58

第 1 章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

我が国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化に対応するため、あらゆる取り組みが進められてきました。しかしながら、個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しています。特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の解消等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

町では、平成 27 年 3 月に「第 1 期勝央町子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期勝央町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども子育て支援を推進してきましたが、この度、令和 6 年度で最終年度を迎えることから、「第 3 期勝央町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする前回計画を継承するとともに、計画の一部を「次世代育成支援対策推進法」第 8 条及び、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条に基づく「市町村行動計画」に位置づけます。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

【子ども・子育て支援法（第六十一条）】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（第八条）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第十条）】

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(3) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、量の見込みや確保方策などに変更の必要が生じた場合は、中途で見直すこととします。

平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
第1期勝央町 子ども・子育て 支援事業計画	第2期勝央町 子ども・子育て 支援事業計画	第3期勝央町 子ども・子育て 支援事業計画

(4) 計画の策定方法

1) 勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望、意見などを把握し、教育・保育・子育て支援の充実を図るため本調査を実施しました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から250件、小学生児童（6～11歳）の保護者から100件、合計350件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

令和6年8月17日から令和6年9月2日まで

③ 配布・回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	250件	91件	36.4%
小学生	100件	43件	43.0%

④ パブリックコメントの実施

令和7年2月から令和7年3月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

⑤ 庁内評価及び関係機関、関係団体への意見聴取

第2期計画の取り組み状況や目標の達成状況に関して、各事業・施策の担当課において評価を行い、子育て支援施策に係る課題や改善策の整理・検討を行いました。

また、子育て中の保護者や子育て支援に携わる者から子育ての現状・課題について意見聴取を行い、施策の検討に活用しました。

(5) 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

1) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育園への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	○幼稚園 ○保育園 ○認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型）
地域型保育給付	○小規模保育事業○家庭的保育事業 ○居宅訪問型保育事業○事業所内保育事業

2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認定区分	
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前の子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	認定こども園 保育園
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	認定こども園 保育園 地域型保育事業

3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

また令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。

既存事業
<ul style="list-style-type: none"> ○利用者支援事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○妊婦健康診査事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ○子育て短期支援事業 ○一時預かり事業 ○子育て援助活動支援事業 ○延長保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○放課後児童健全育成事業(学童クラブ) ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業
新規事業
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯訪問支援事業【新規※1】 ○児童育成支援拠点事業【新規※1】 ○親子関係形成支援事業【新規※1】 ○産後ケア事業【新規※2】 ○妊婦等包括相談支援事業【新規※3】 ○乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規※4】

※1…令和4年児童福祉法の改正により新たに追加された事業です。

※2…令和6年子ども・子育て支援法の改正により新たに追加された事業です。

※3…令和6年児童福祉法の改正により新たに追加された事業です。

※4…令和6年子ども・子育て支援法の改正により新たに追加された事業ですが、経過措置期間があります。

第2章 子育てに関する現状と課題と施策の方向

(1) 子育て世帯の現状について

1) 人口構成・人口動態

人口は横ばいから、将来は緩やかに減少する事が見込まれます。

75歳以上の後期高齢者は令和17年頃まで増加しますが、その後は減少します。

一方、世帯数4,792世帯（令和6年10月1日現在）は微増し、核家族化、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加し、1世帯あたりの人員が減少傾向にあります。

■勝央町の人口推移

(人)

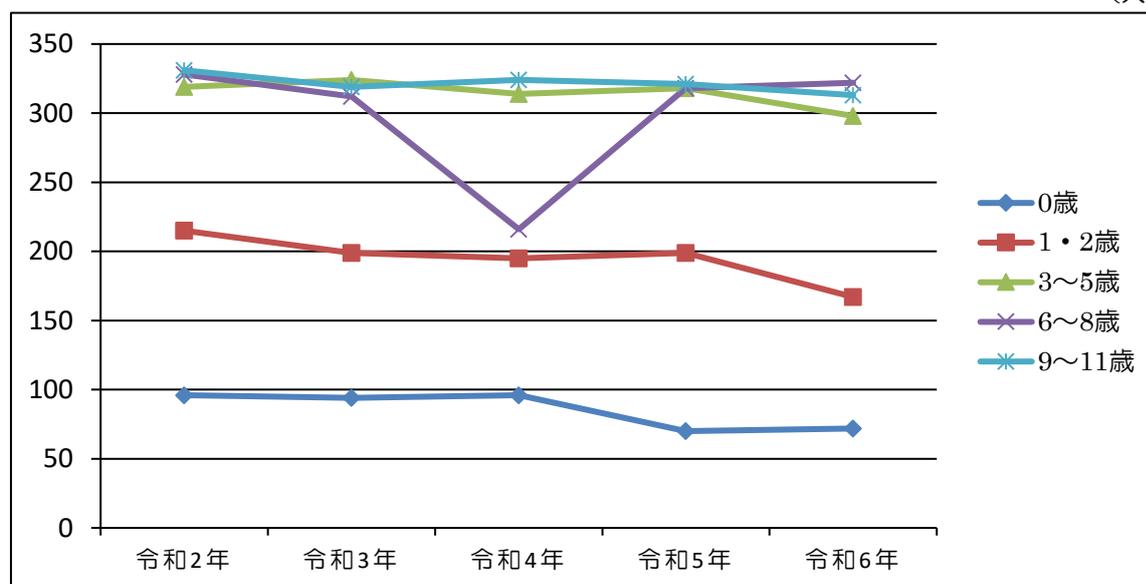
男女計	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
0～14歳	1,554	1,505	1,439	1,389	1,350	1,309
15～39歳	2,609	2,507	2,446	2,400	2,322	2,254
40～64歳	3,336	3,228	3,176	3,166	3,005	2,811
65～74歳	1,603	1,502	1,332	1,159	1,252	1,404
75歳以上	1,834	1,980	2,096	2,147	2,079	1,938
総数	10,936	10,722	10,489	10,261	10,008	9,716

出典：国勢調査

■児童数の推移

出生については、100人前後で推移しています。少産多死により人口は自然減少の傾向にあります。

(人)



参考：健康福祉部資料

■出生数と死亡数の推移

自然動態（出生数・死亡数）では死亡数が出生数を上回っています。

	出生数 (人)	出生率(%)		死亡数 (人)	死亡率(%)	
		勝央町	岡山県		勝央町	岡山県
平成30年	98	9.0	7.7	147	13.4	11.9
令和元年	106	9.7	7.3	130	11.9	11.8
令和2年	94	8.6	7.3	137	12.5	11.7
令和3年	98	9.1	7.1	156	14.5	12.4

出典：衛生統計年報

■合計特殊出生率の推移 (人)

	勝央町	岡山県
令和元年	1.99	1.47
令和2年	1.78	1.48
令和3年	2.04	1.45

出典：衛生統計年報

※合計特殊出生率：人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。

■生活保護世帯の子どもの数

生活保護世帯数は、年度により増減があるものの、被保護世帯における子どもの数は、平成31年度は8人でしたが、令和5年には2人に減少しています。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保護世帯総数	42	60	55	61	61
人数 (人)	61	78	69	78	76
うち子供を含む世帯数	4	3	2	2	1
ア 未就学児 (人)	1	1	1	0	0
イ 小学生 (人)	3	1	0	1	1
ウ 中学生 (人)	2	2	1	0	0
エ 高校生 (人)	2	2	1	2	1
ア～エ合計 (人)	8	6	3	3	2

参考：健康福祉部資料

■児童扶養手当受給世帯数及びひとり親家庭医療費公費負担制度該当家庭数

児童扶養手当受給世帯数とひとり親家庭医療費公費負担制度該当家庭数は、ほぼ横ばいです。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯総数	4,562	4,591	4,633	4671	4730
受給世帯数	130	124	123	114	117
（母子世帯）	106	104	97	104	109
（父子世帯）	10	9	10	10	8
対象児童数（人）	178	173	161	173	183
ひとり親家庭医療世帯数	95	89	83	86	93

参考：税務住民部資料

■就学援助を受けた児童生徒の数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童生徒総数（人）	975	948	950	940
就学援助認定者数（人）	94	82	87	93
認定者数の占める割合（%）	9.6	8.6	9.2	9.9

参考：教育振興部資料

■保育園の入園状況

勝央町在住 保育園児童数 (人)

園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
勝間田保育園	6	17	24	34	40	46	167
植月保育園	-	6	11	15	17	19	68
吉野保育園	-	6	7	9	4	7	33
古吉野保育園	3	6	8	10	6	7	40
高取保育園	6	11	18	25	25	20	105
町外	1	6	3	3	4	-	17

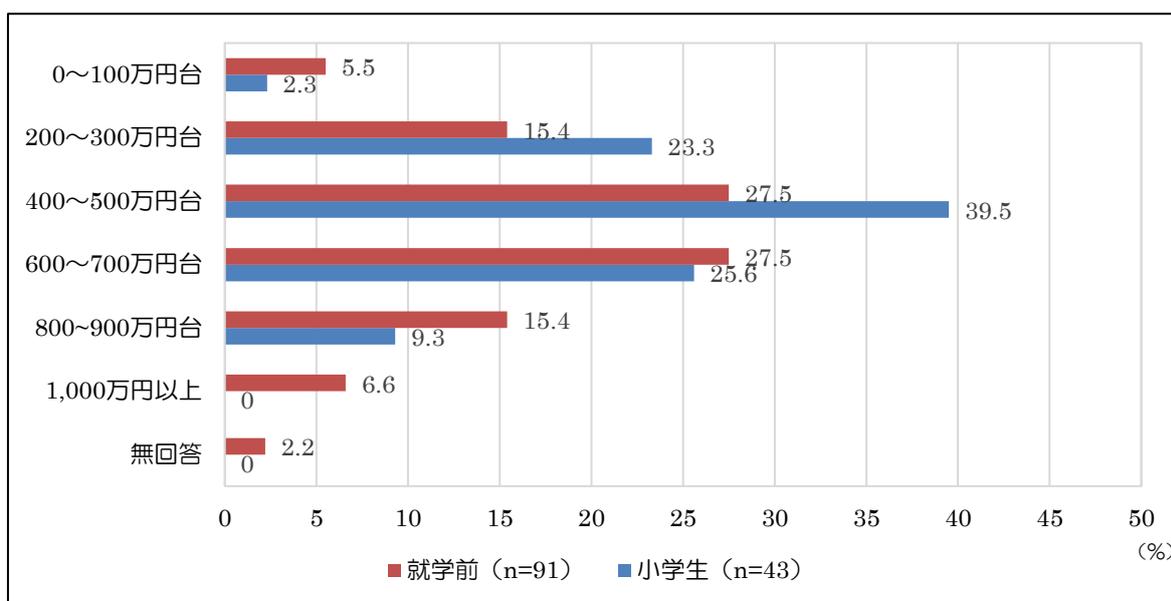
参考：健康福祉部資料（令和6年7月現在）

2) 保護者アンケート調査による状況

■子どもと家庭の状況について

① 世帯全員の合計収入

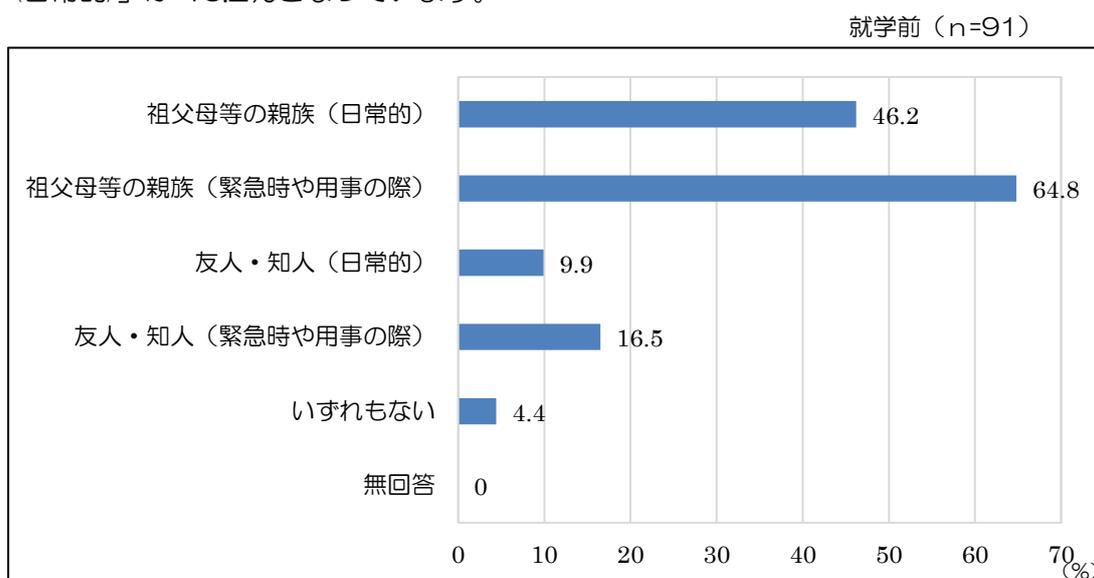
就学前では「400～500万円台」「600～700万円台」が27.5%と最も高く、次いで「200～300万円台」「800～900万円台」が15.4%となっています。小学生では「400～500万円台」が39.5%と最も高く、次いで「600～700万円台」が25.6%、「200～300万円台」が23.3%となっています。



参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

② 子育てについて協力ができる親族や知人の有無（就学前児童保護者）

「祖父母等の親族（緊急時や用事の際）」が64.8%と最も高く、次いで「祖父母等の親族（日常的）」が46.2%となっています。

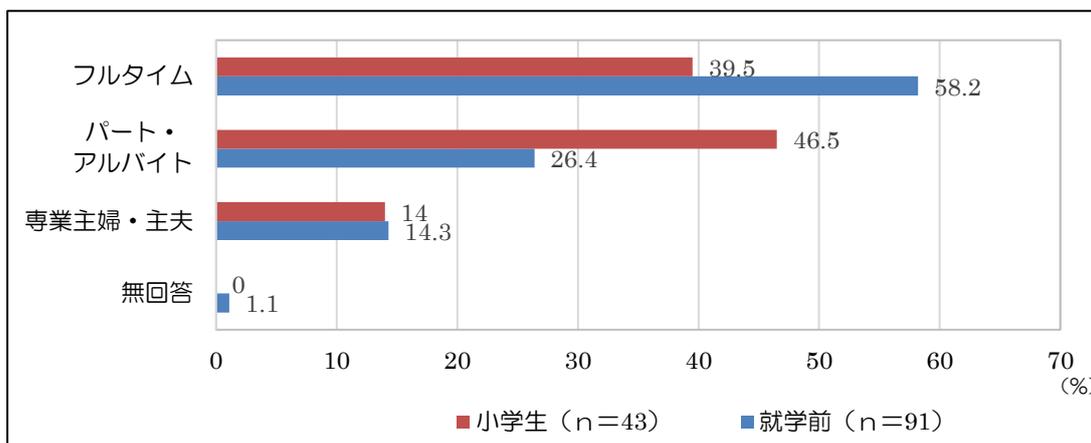


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

③ 母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム」は就学前 58.2%、小学生 39.5%、「パート・アルバイト」は、就学前 26.4%、小学生 46.5%で、就学前は「フルタイム」が半数以上を占めており、小学生は「パート・アルバイト」が約半数を占めています。

また、「専業主婦・主夫」は、就学前 14.3%、小学生 14%で、就学前、小学生の保護者共に大半が就労していることが分かります。

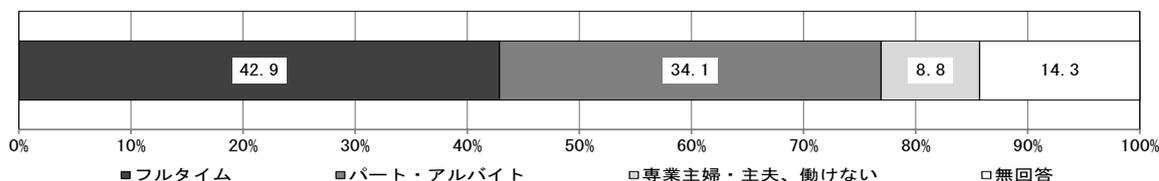


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

④ 母親の1年以内に希望する就労状況（就学前児童保護者）

「フルタイム」の割合が42.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が34.1%となっています。

就学前 (n=91)



参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

■ 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育サービスの利用の有無（就学前児童保護者）

平日に定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童の割合は、74.7%です。そのうち、町立保育園を利用している割合が88.2%と最も高くなっています。

就学前 (n=91)

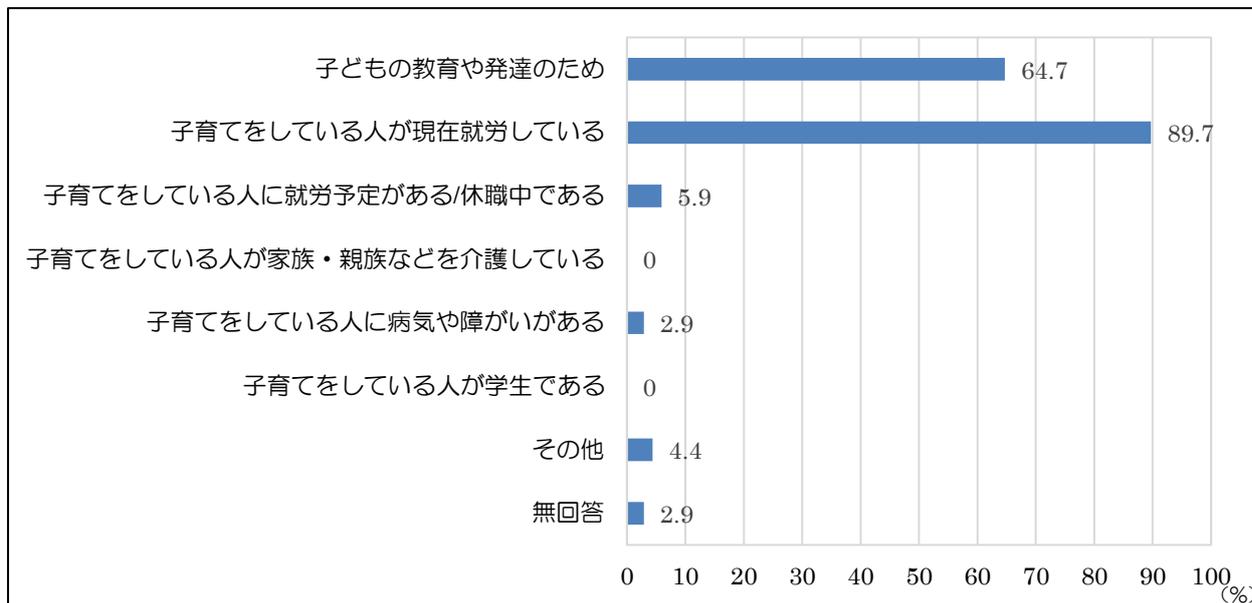


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

② 平日、定期的にサービスを利用している、又は利用したい理由（就学前児童保護者）

「子育てをしている人が現在就労している」が89.7%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が64.7%となっています。

就学前（n=91）



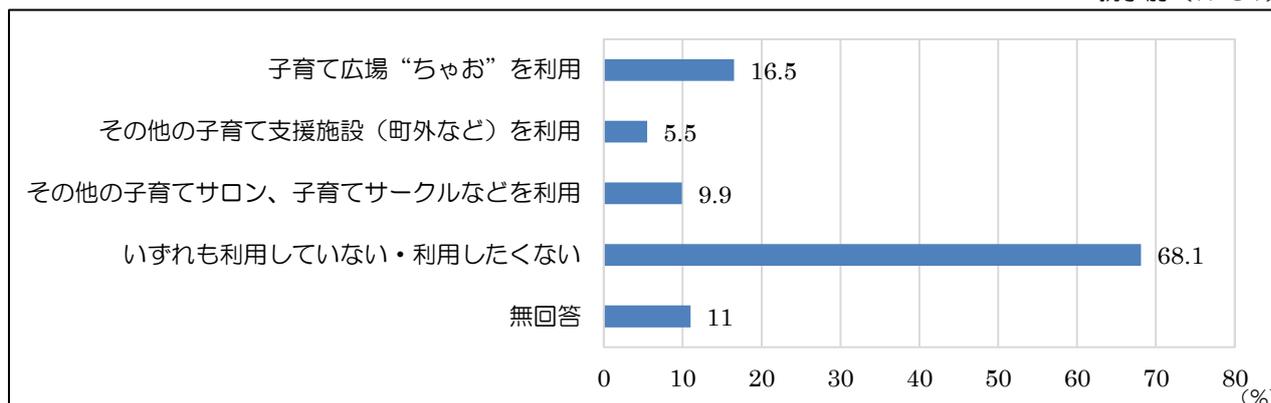
参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

■地域子育て支援事業の利用状況について（就学前児童保護者）

① 地域子育て支援事業の利用状況

「いずれも利用していない・利用したくない」が68.1%と最も高く、次いで「子育て広場“ちゃお”」が16.5%となっています。

就学前（n=91）



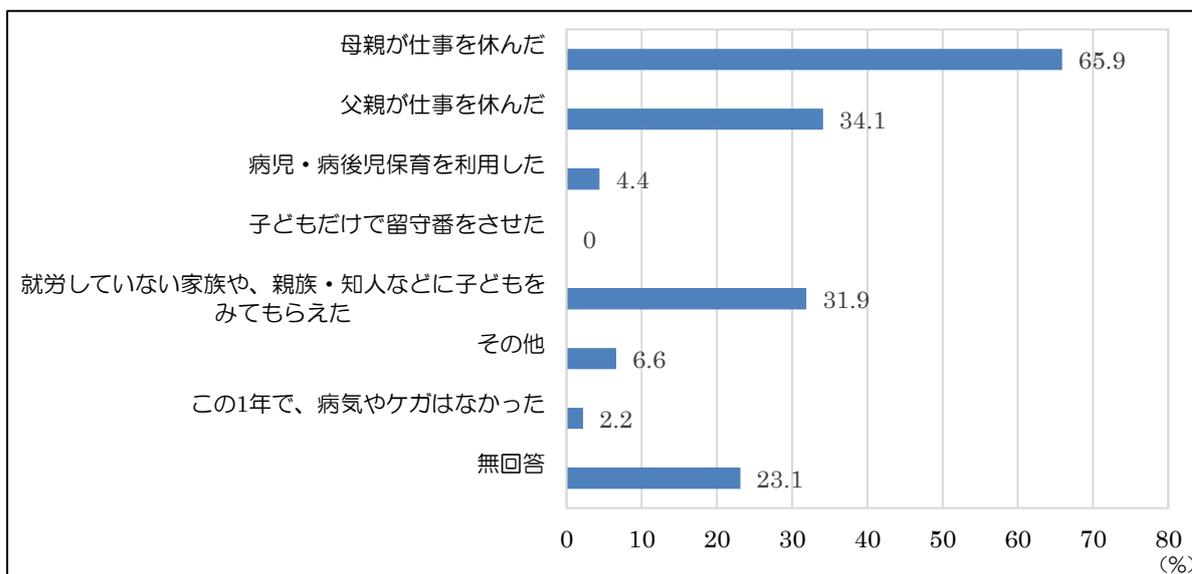
参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

■病気等の際の対応について（就学前児童保護者）

① 子どもが病気やけがで普段利用している施設やサービスが利用できなかった場合の対応

「母親が休んだ」が65.9%で最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」が、34.1%、「就労していない家族や、親族・知人などに子どもをみてもらえた」が、31.9%となっています。

就学前（n=91）

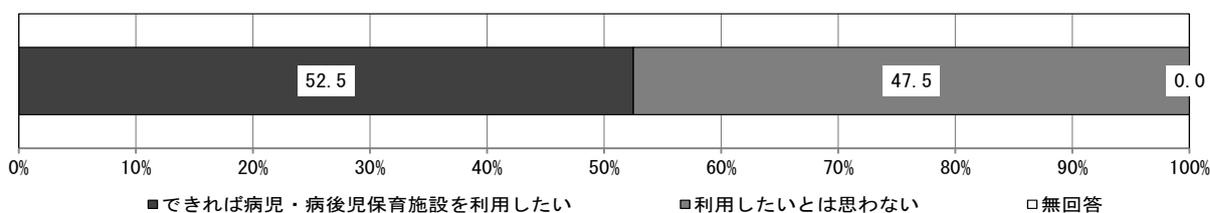


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

② 病児・病後児のための保育施設利用希望の有無

「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」が、52.5%を占めています。

就学前（n=91）

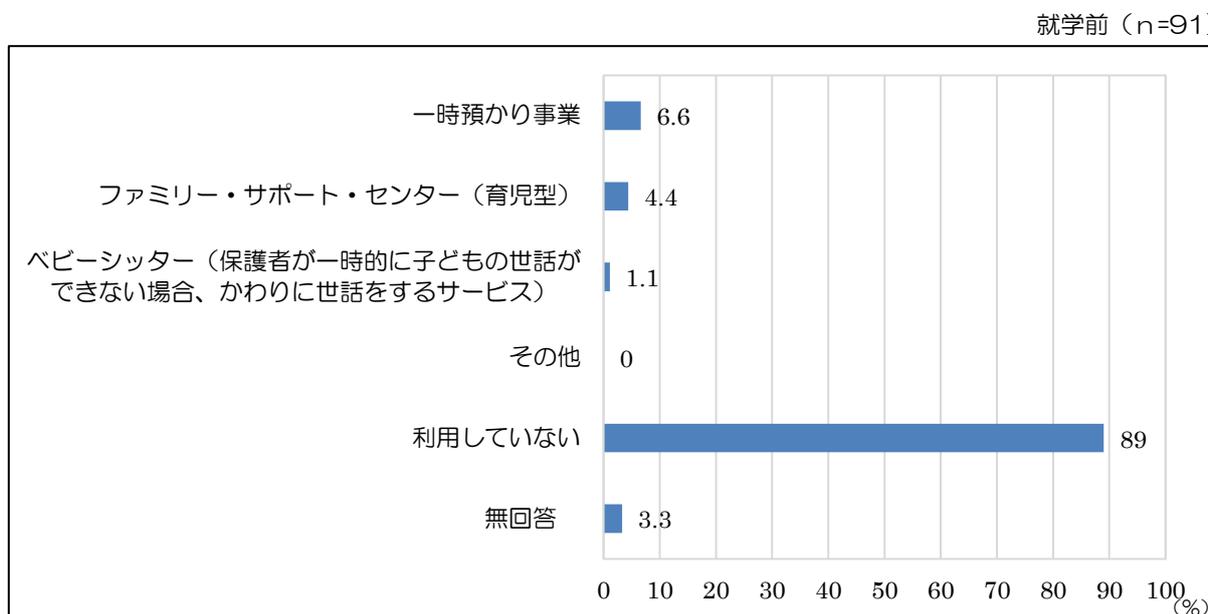


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

■一時預かり等の利用状況について（就学前児童保護者）

① 不定期のサービスの利用状況

「利用していない」が89.0%で最も高く、次いで「一時預かり利用」が6.6%となっています。

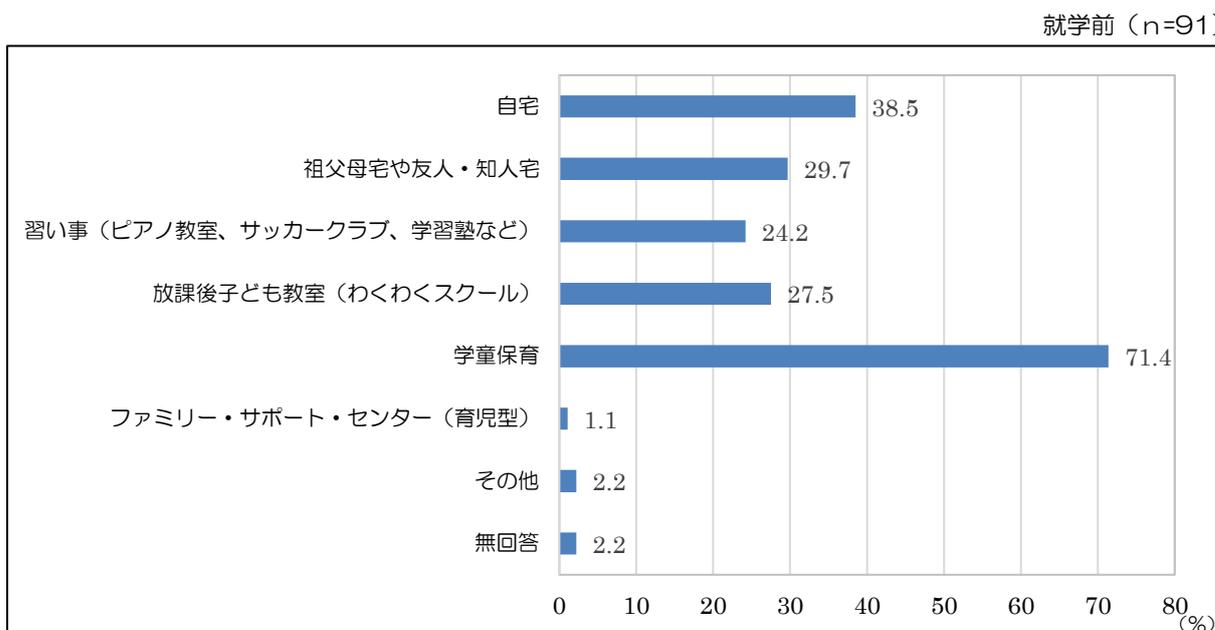


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

■小学校入学後の放課後の過ごし方について（就学前児童保護者）

① 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

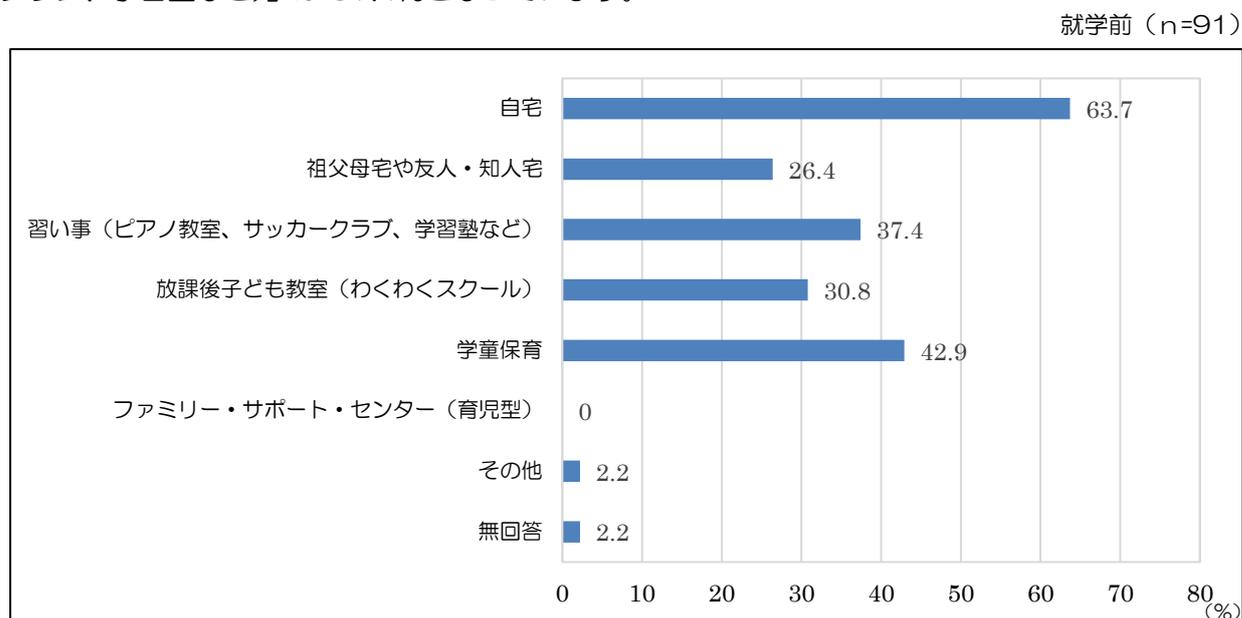
「学童保育」が71.4%と最も高く、次いで「自宅」が38.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が29.7%となっています。



参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

② 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」が63.7%と最も高く、次いで「学童保育」が42.9%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が37.4%となっています。

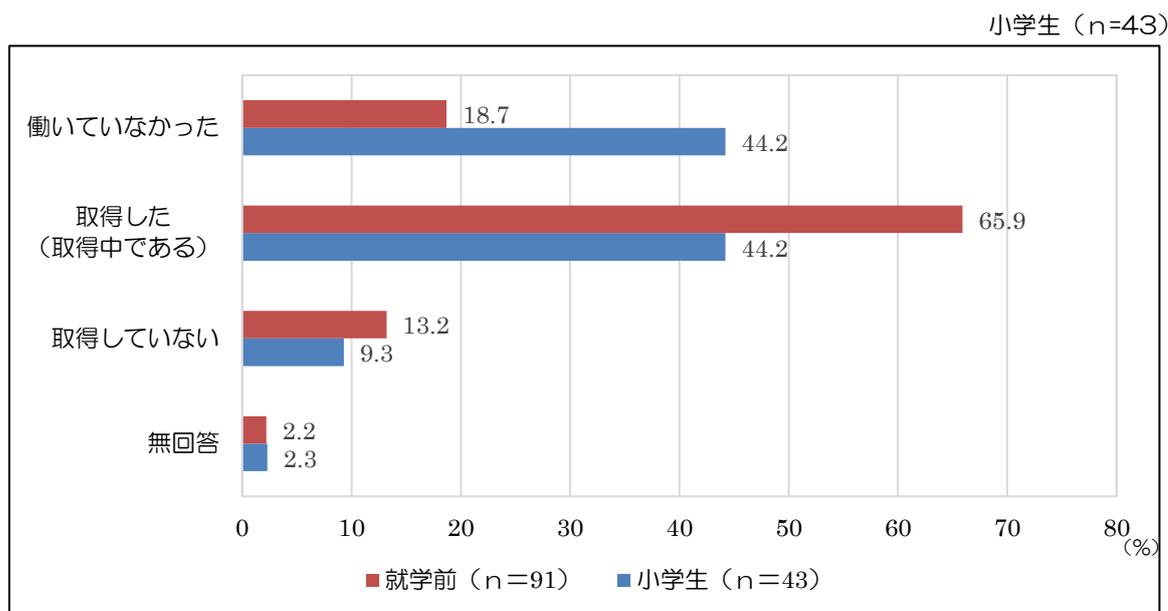


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

■ 育児休業制度の取得状況について

① 母親の育児休業等の取得状況

「取得した（取得中である）」は就学前 65.9%、小学生 44.2%、「働いていなかった」は、就学前 18.7%、小学生 44.2%で、就学前は「取得した（取得中である）」が半数以上を占めており小学生は「取得した（取得中である）」、「働いていなかった」の割合が高くなっています。

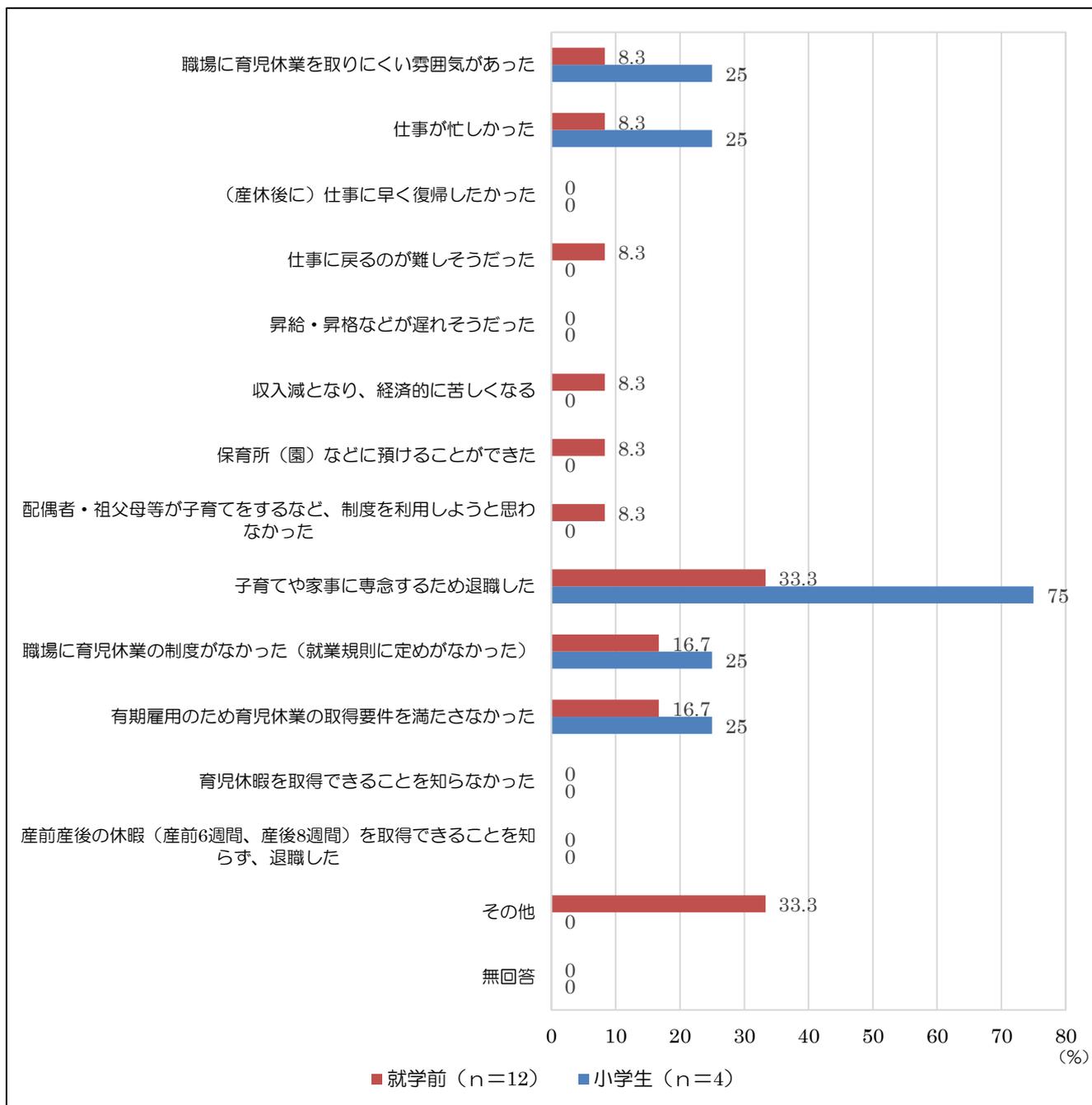


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

② 母親の育児休業を取得していない理由

就学前は「子育てや家事に専念するために退職した」が33.3%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が16.7%となっています。

小学生は「子育てや家事に専念するために退職した」が75.0%で最も高くなっています。



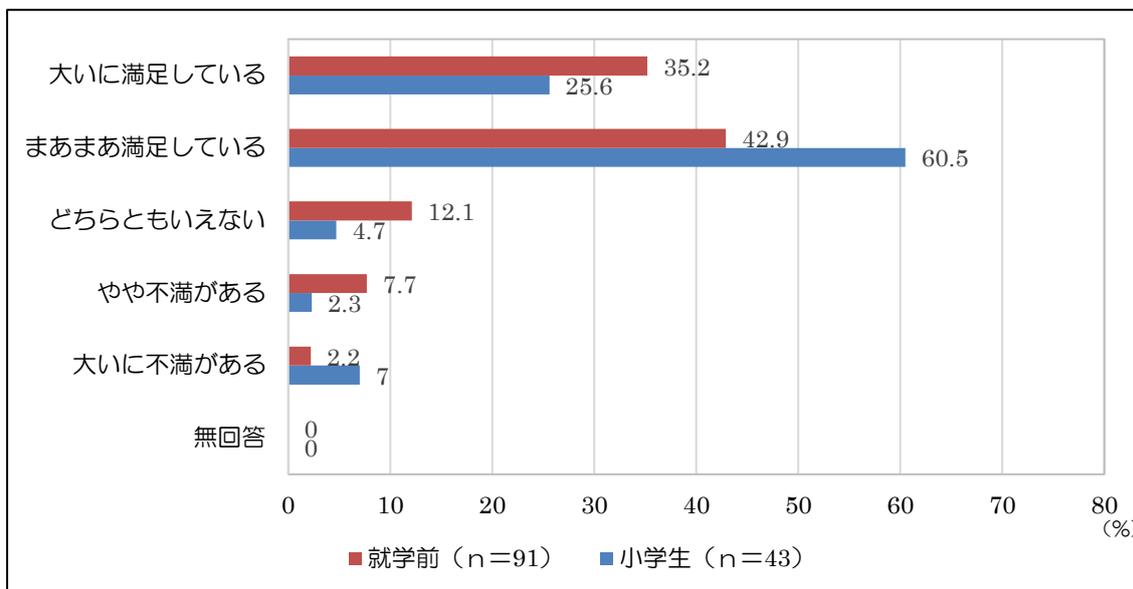
参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

■子育て全般について

① 家族の育児協力

就学前は「まあまあ満足している」が、42.9%で最も高く、次いで「大いに満足している」が35.2%、「どちらともいえない」が12.1%となっています。

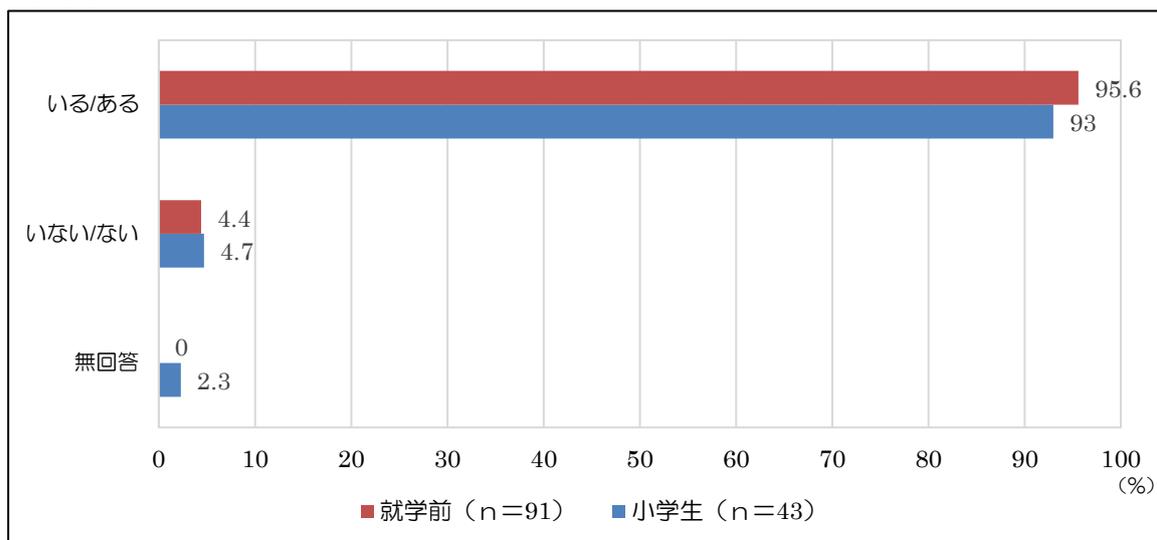
小学生は「まあまあ満足している」が60.5%で最も高く、次いで「大いに満足している」が25.6%となっています。



参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

② 気軽に相談できる人の有無

就学前は「いる/ある」の割合が95.6%、小学生は「いる/ある」の割合が93.0%を占めています。

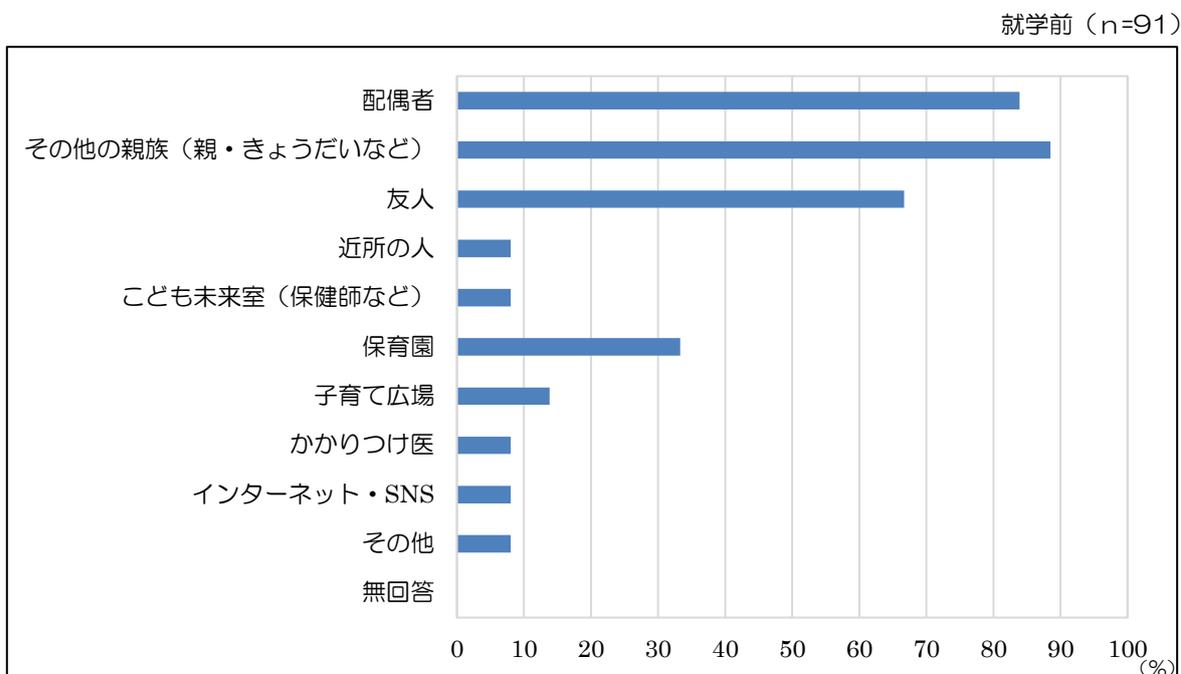


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

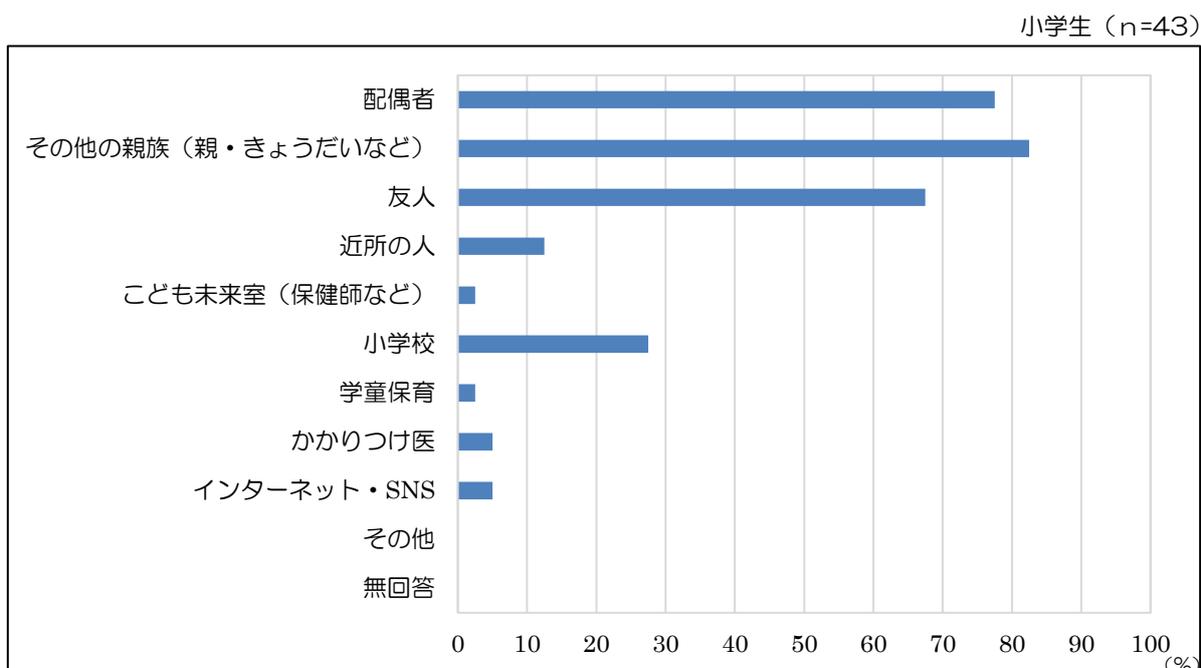
③ 気軽に相談できる相談先

就学前は「その他の親族（親・きょうだいなど）」が88.5%と最も高く、次いで「配偶者」が83.9%、「友人」が66.7%となっています。

小学生では「その他の親族（親・きょうだいなど）」が2.5%と最も高く、次いで「配偶者」が77.5%、「友人」が67.5%となっています。



参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

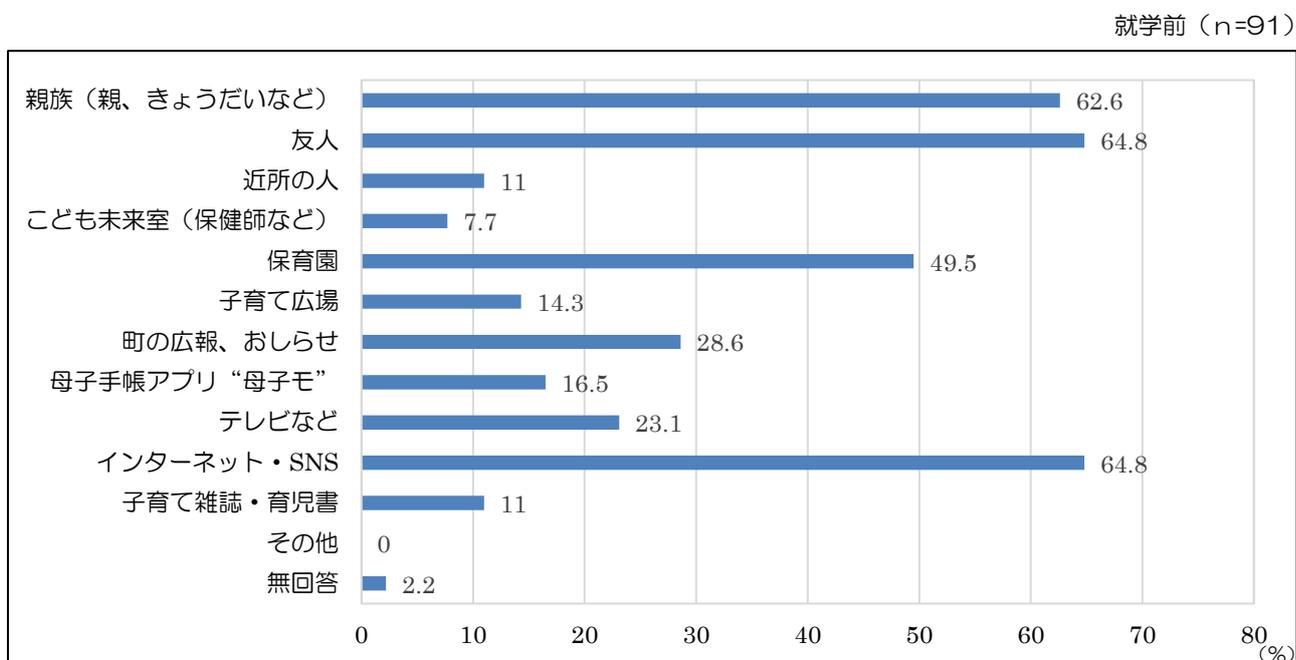


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

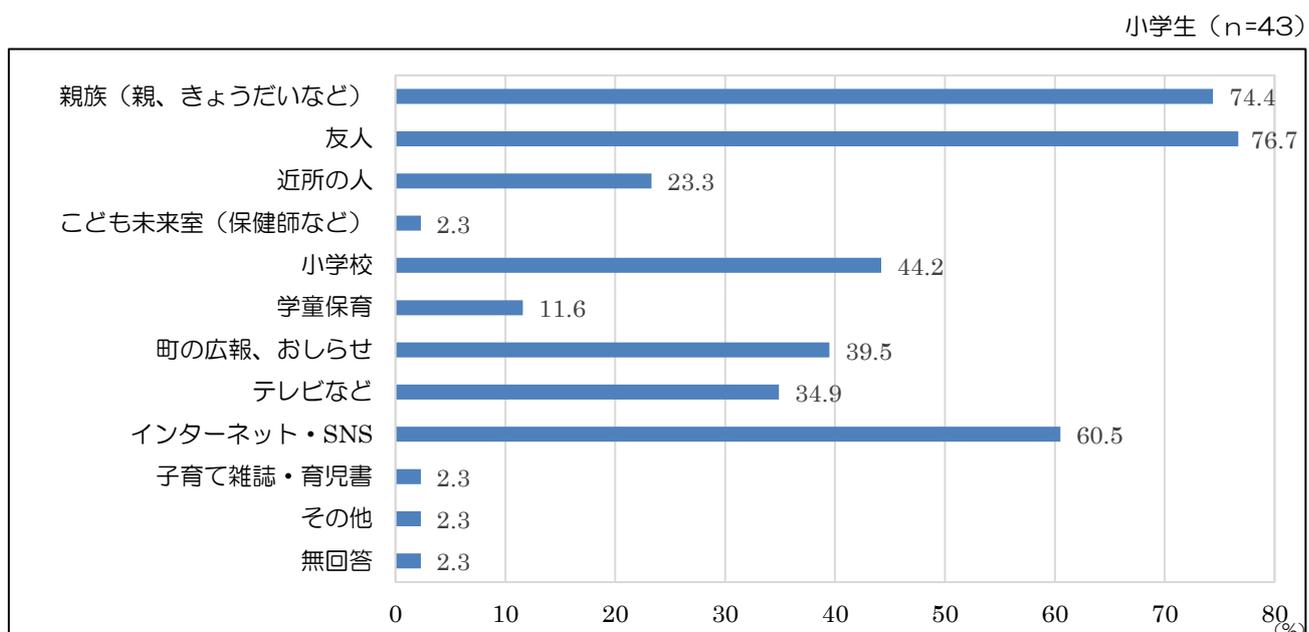
④ 子育て情報の入手方法

就学前は「友人」「インターネット・SNS」が64.8%と最も高く、次いで「親族（親、きょうだいなど）」が62.6%となっています。

小学生は「友人」が76.7%と最も高く、次いで「親族（親、きょうだいなど）」が74.4%、「インターネット・SNS」が60.5%となっています。



参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査



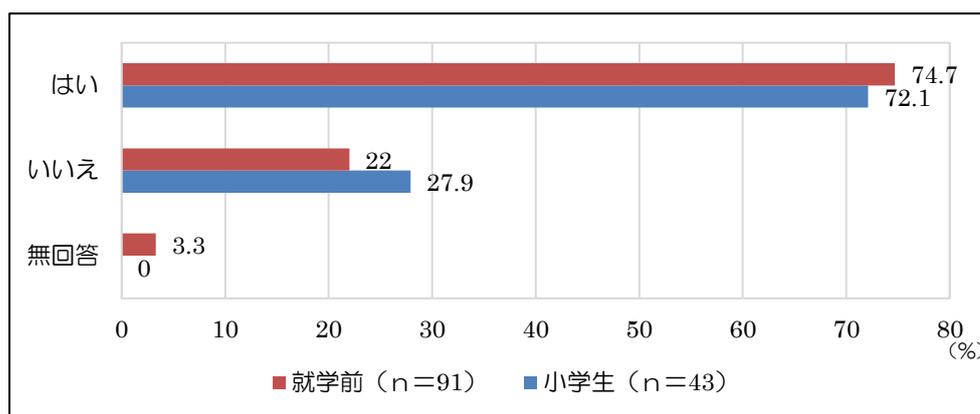
参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

⑤ 家や保育園等以外に「ここに居たい」と感じる居場所の希望

「はい」と答えた割合は、就学前は 74.7%、小学生は 72.1%となっています。

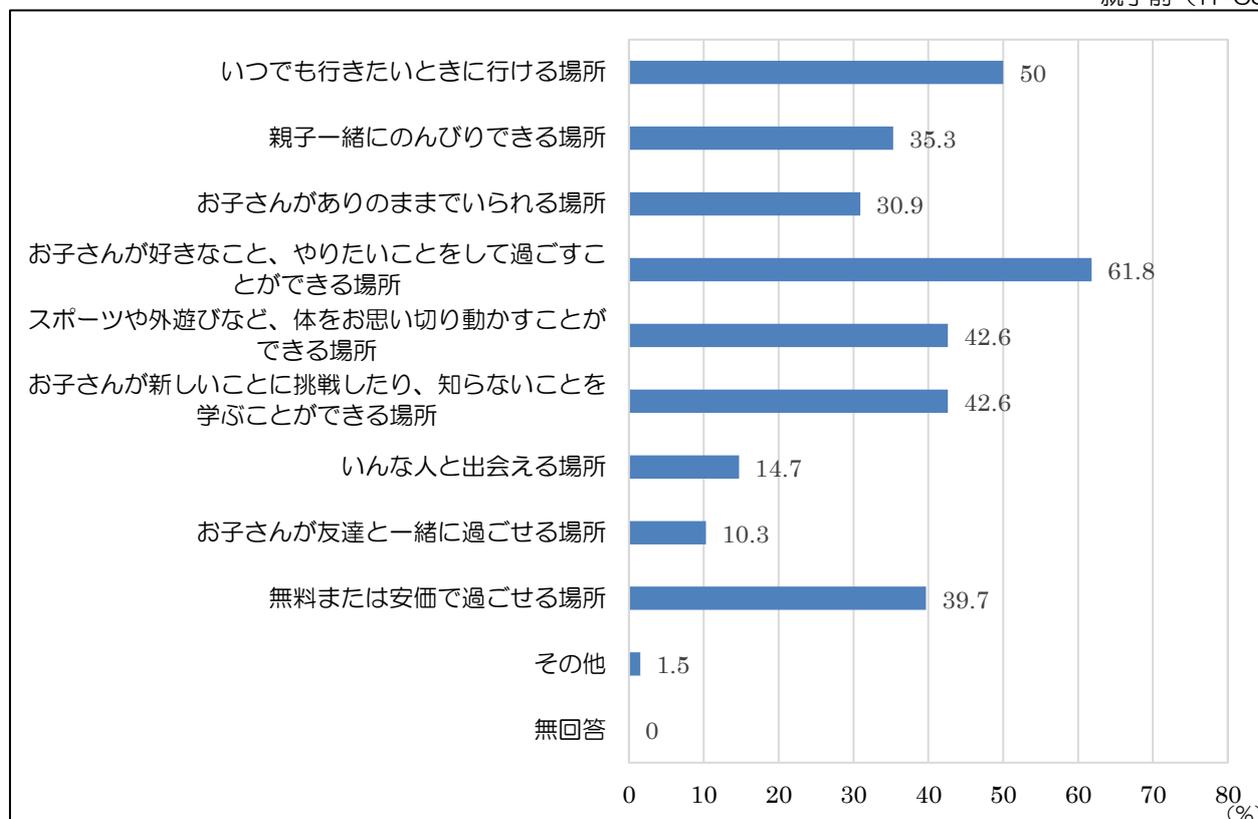
また、「ここに居たい」と感じる場所については、就学前は「お子さんが好きなこと、やりたいことをして過ごすことができる場所」が 61.8%と最も高く、次いで「いつでも行きたいときに行ける場所」が 50.0%、「スポーツや外遊びなど、体を思い切り動かすことができる場所」「お子さんが新しいことに挑戦したり、知らないことを学ぶことができる場所」が 46.2%となっています。

小学生は「いつでも行きたいときに行ける場所」が 71.0%と最も高く、次いで「新しいことに挑戦したり、知らないことを学ぶことができる場所」が 41.9%となっています。

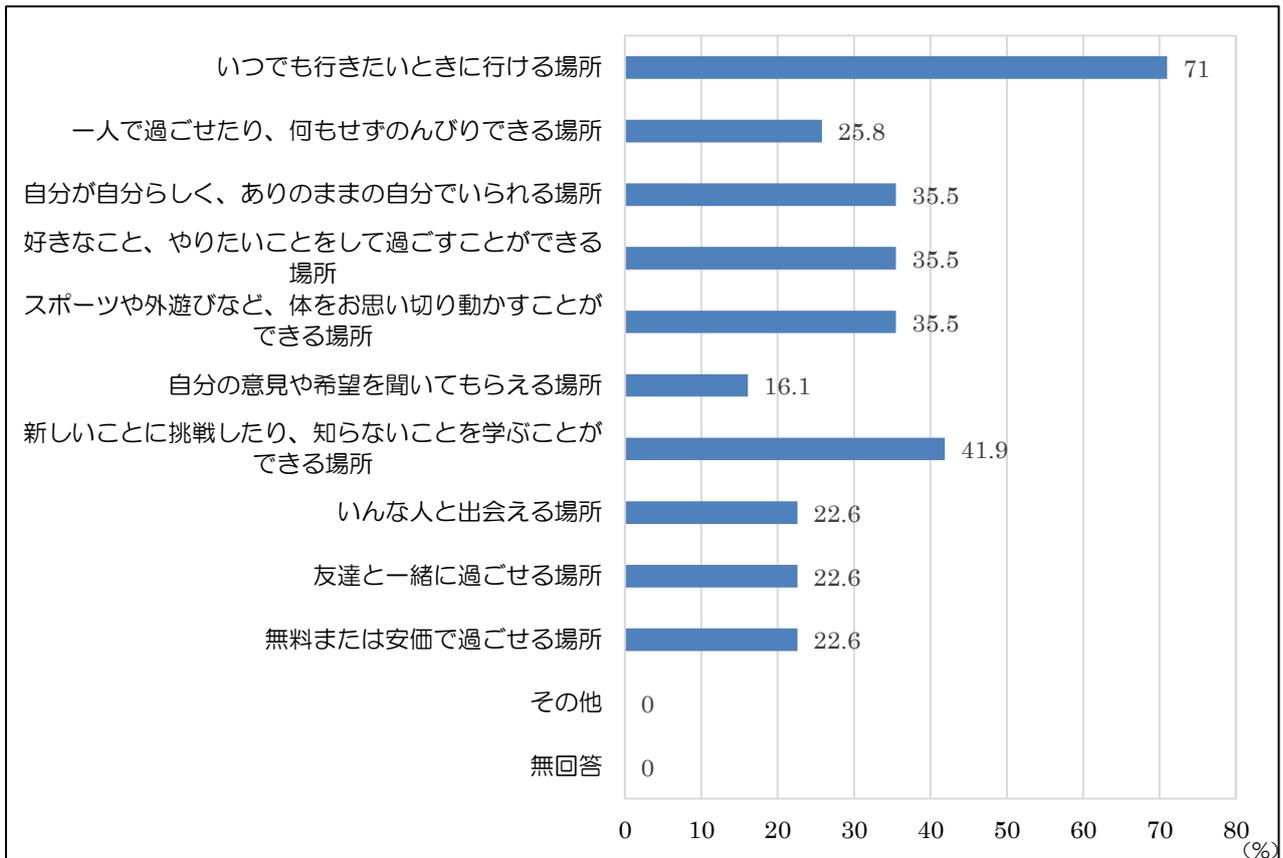


参考：令和 6 年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

就学前 (n=68)



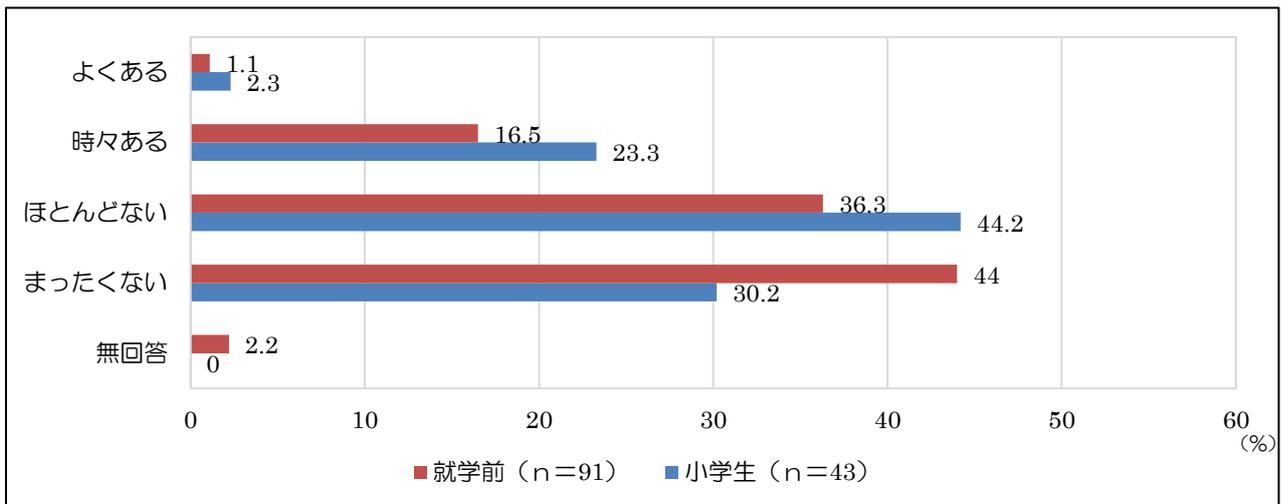
参考：令和 6 年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査



参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

◎ 子どもを虐待しているのではないかと思ったことがあるかどうか

就学前は「まったくない」が44.0%と最も高く、次いで「ほとんどない」が36.6%「時々ある」が16.5%となっています。小学生は「ほとんどない」が44.2%で最も高く、次いで「まったくない」が30.2%、「時々ある」が23.3%となっています。

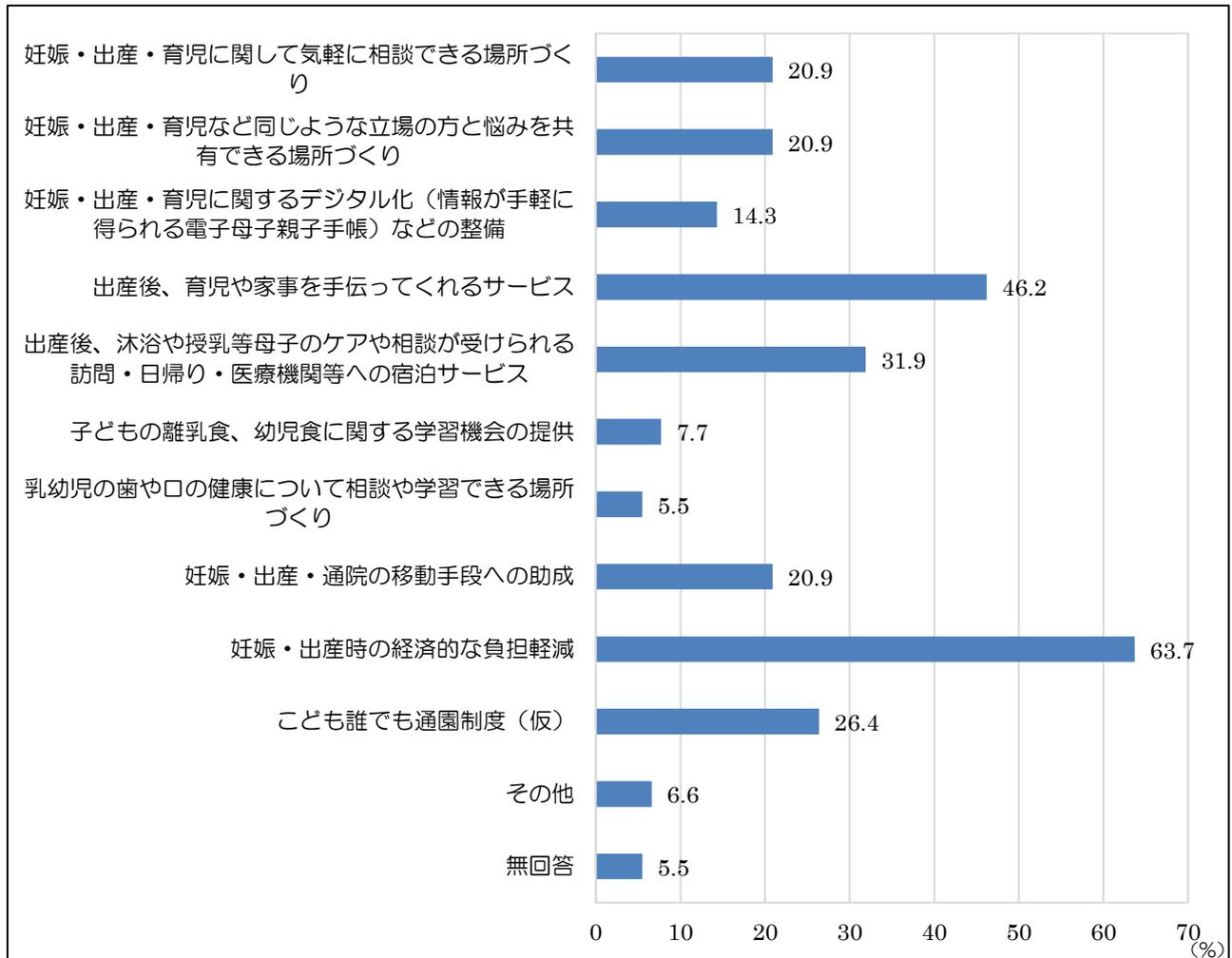


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

⑦ 今後、力を入れていく必要がある事業（就学前児童保護者）

「妊娠・出産時の経済的な負担軽減」が63.7%と最も高く、次いで「出産後、育児や家事を手伝ってくれるサービス」が46.2%、「出産後、沐浴や授乳等母子のケアや相談が受けられる訪問・日帰り・医療機関等への宿泊サービス」が31.9%となっています。

就学前（n=91）

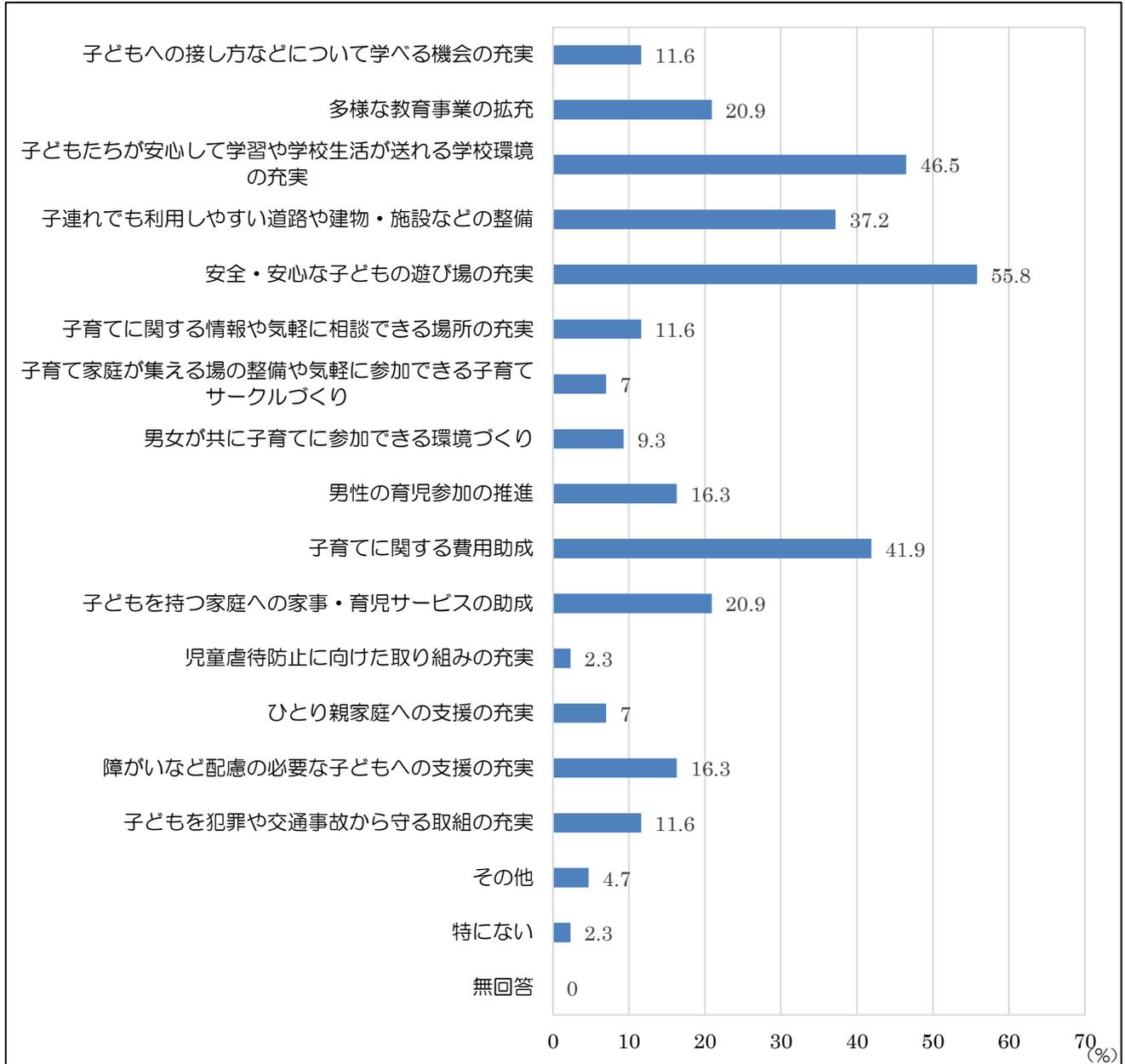


参考：令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

⑧ 勝央町を子育てしやすいまちにするために必要な支援策（小学校児童保護者）

「安全・安心な子どもの遊び場の充実」が55.8%と最も高く、次いで「子どもたちが安心して学習や学校生活を送れる学校環境の充実」が46.5%、「子育てに関する費用助成」が41.9%となっています。

小学生（n=43）



令和6年度実施勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

(2) 第2期計画（令和2年度～令和6年度）の進捗状況

項目		第2期計画					
		年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育	保育の量	※実績は翌年度4月1日時点					
	保育所、企業型保育事業所等の利用定員数	見込み	416人	418人	407人	399人	393人
		実績	443人	455人	453人	455人	446人
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業						
	実施箇所数	見込み	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所
		実績	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所
	一時預かり事業						
	利用延べ人数(実施箇所数)	見込み	568人日(1カ所)	578人日(1カ所)	564人日(1カ所)	578人日(1カ所)	573人日(1カ所)
		実績	192人日(1カ所)	193人日(1カ所)	295人日(1カ所)	204人日(1カ所)	
	病児保育						
	延べ利用人数	見込み	24人日	24人日	24人日	24人日	24人日
		実績	0人日	0人日	5人日	0人日	
	ファミリーサポートセンター事業						
	会員人数(実施箇所数)	見込み	110人(1カ所)	109人(1カ所)	116人(1カ所)	116人(1カ所)	117人(1カ所)
		実績	27人(1カ所)	27人(1カ所)	59人(1カ所)	82人(1カ所)	
	子育て短期支援事業(ショートステイ)						
	延べ利用人数(設置箇所数)	見込み	0人日	0人日	0人日	4人日	11人日
		実績	0人日	0人日	0人日	0人日	
	地域子育て支援事業						
	利用延べ人数(実施箇所数)	見込み	619人日(1カ所)	645人日(1カ所)	651人日(1カ所)	677人日(1カ所)	630人日(1カ所)
		実績	3,972人日(1カ所)	3,778人日(1カ所)	4,226人日(1カ所)	3,130人日(1カ所)	
	利用者支援事業(母子保健型)						
	実施箇所数	見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
実績		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)							
訪問延べ人数	見込み	91人	90人	89人	88人	86人	
	実績	84人	98人	69人	67人		
養育支援訪問事業							
訪問人数	見込み	50人	50人	50人	50人	50人	
	実績	86人	51人	84人	73人		
妊婦健康診査							
妊娠届出人数	見込み	91人	90人	89人	88人	86人	
	実績	104人	87人	77人	102人		
放課後児童健全育成事業(学童保育)							
利用児童数(クラブ数)(支援単位数)※構成児童数 4月1日現在	見込み	229人(2クラブ)(3単位)	227人(2クラブ)(3単位)	232人(2クラブ)(3単位)	227人(2クラブ)(3単位)	231人(2クラブ)(3単位)	
	実績	193人(2クラブ)(3単位)	142人(2クラブ)(3単位)	213人(2クラブ)(3単位)	165人(2クラブ)(3単位)		
放課後子ども教室							
延べ利用人数(実施箇所数)	見込み	2,470人日(2カ所)	2,470人日(2カ所)	2,470人日(2カ所)	2,470人日(2カ所)	2,470人日(2カ所)	
	実績	866人日(2カ所)	1,300人日(2カ所)	1,390人日(2カ所)	1,631人日(2カ所)		

(3) 第2期計画の取り組みと課題

第2期計画では「幼児期の教育・保育を提供する体制づくり」、「地域での子ども・子育て支援事業を提供する体制づくり」、「学童期の教育・保育を提供する体制づくり」、「特別な支援を必要とする親子への体制づくり」、「安全な生活環境の整備」、「子どもの貧困対策」の6つの体制づくりに取り組んできましたが、今回はその取り組みを振り返り、第3期計画に引き継ぎたい課題を中心にまとめました。

1) 幼児期の教育・保育を提供する体制づくり

本町では、女性の就業率の上昇を背景に、3歳児未満の保育ニーズが増加しており、勝間田小学校区では令和2年度から新築した高取保育園での保育を開始し、定員を増やして勝間田保育園との2園で対応できるよう環境整備を行うことで、待機児童については0人を維持しています。

アンケート調査結果を見ると、「母親の1年以内に希望する就労状況」として、77%が今後の就労の意向を示しており、「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」では74.7%が子育て支援施設等を利用していることから保育を必要とする家庭が増加していくことが想定されます。

このような保育ニーズの高まりに対応できるよう、平成30年度より開所された企業主導型保育事業による保育園などを利用し、ニーズに応じた多様な保育体制により、今後も待機児童0人を維持し、引き続き教育・保育の量を確保していくことが必要です。

さらに、アンケート調査結果から、「平日に定期的にサービスを利用している、又は利用したい理由」として、64.7%が教育や発達のためとなっており、質の面についても保護者のニーズが高いことがうかがえます。保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育者のスキル及び専門性の向上など、量の確保とともに質の向上を図ることが重要です。

2) 地域での子ども・子育て支援事業を提供する体制づくり

女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援をするため、本町では、母子健康手帳交付時の面談、妊娠8か月時の面談・アンケート、出産・子育て応援給付金事業、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業や妊産婦健康診査の実施などの支援に取り組んでいますが、アンケート調査結果では地域子育て支援事業の利用状況について「いずれも利用していない・利用したくない」が68.1%となっており、周知方法の改善が必要です。タイムリーな情報発信により、妊娠、出産、産後の子育ての不安が解消され、安心して子どもを生き育てることができるよう、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を引き続き実施することが必要です。

また、アンケート調査結果から、日頃子どもの子育てについて協力できる親族がいる方（緊急時や用事の際）が就学前児童保護者64.8%となっている中、子どもが病気やけがで通常の事業を利用できなかった人で、「できれば病児・病後児のための保育施設を利用したい」が52.5%となっています。本町では、平成30年度より広域相互利用協定により、津山市等町外病児保育施設の利用が可能となり、ニーズへの対応を進めていますが、今後も病児保育を含めた、多様なニーズに対応していくことが重要です。

3) 学童期の教育・保育を提供する体制づくり

女性の就業率の上昇やさらなる共働き家庭等の増加に伴い、学童保育のニーズが増加しており、保護者・学校・指導員・町が、協力、連携しながら対応しています。

アンケート調査結果をみると、「小学校入学後の放課後の過ごし方」について、小学校低学年のうちは学童保育で過ごさせたいと思う割合が71.4%、小学校高学年では42.9%となっています。学童保育を利用する児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、研修の充実等による指導員の資質向上、学校や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ることが重要です。

加えて、アンケート調査では、「ここに居たい」と感じる居場所を希望する割合が、就学前児童保護者74.7%、小学校児童保護者72.1%となっており、ニーズを適切に把握していく必要があります。

4) 特別な支援を必要とする親子への体制づくり

全国的にも重篤な虐待事件が発生しており、社会問題にもなっている中、本町における児童虐待の相談件数は横ばいとなっています。

アンケート調査結果では、子どもを虐待しているのではないかと思ったことが「よくある」と答えた就学前児童保護者1.1%、小学校児童保護者2.3%、「時々ある」と答えた就学前児童保護者16.5%、小学校児童保護者23.3%となっています。児童虐待通報においても、依然として虐待が疑われる事案が発生しています。子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。

また、子どもの虐待（疑い含む）を発見した際に、速やかに通告し関係機関と連携、支援できる体制を強化することが求められます。

近年、障がいがあったり、発達が気になる児童が増加しており、子どもの発達に応じた支援が求められています。本町では言語聴覚士による発達支援教室、保育園巡回相談を実施し、発達に課題のある子どもと家族や、発達に課題のある子どもと関わる保育士への継続した相談支援・発達支援・研修等に取り組んでおり、今後も関係機関と連携を図っていくことが必要です。

5) 安全な生活環境の整備

子どもが健やかに成長するため、地域の防災、交通安全対策や犯罪防止活動の強化、保育園、学校や公共施設の安全管理を徹底するとともに、快適な住環境の整備が求められています。

本町では、学校付近や通学路等において学校関係者や関係機関・団体と連携したパトロール活動等、地域で子どもを見守る取り組みを継続しています。

また、子育て世代が安心して利用できるよう、町総合保健福祉センター内にキッズコーナー、トイレにベビーチェアや子ども用便座、おむつ交換台、授乳室の設置等設備の整備が完了しています。公共施設においても、妊産婦や子ども連れが安心して外出できるよう、施設や設備の整備を進めていくことが必要です。

6) 子どもの貧困対策

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されず、子ども一人ひとりが自分の将来に希望が持てる社会づくりが要請されています。子育て家庭の経済状況は、子どもの自己肯定感や満足度に影響を与えることや、経済状況によって、子どもが得られる学力向上の機会が制限され、その将来に影響を与えることも分かっているため、経済的支援だけでなく、貧困家庭の子どもを対象とした学習支援を充実させることも重要です。

本町では小・中学生を対象にした学習支援を展開しており、卒業後の切れ目ない支援を行うとともに、貧困の連鎖が防止され、社会的に自立した生活が送れる子どもになれるよう支援しています。

アンケート調査結果を見ると、世帯収入が「0～100万円台」と答えた就学前児童保護者 5.5%、小学校児童保護者 2.3%、「200～300万円台」と答えた就学前児童保護者 15.4%、小学校児童保護者 23.3%となっています。貧困家庭に限らず、児童手当や医療費助成制度、税制度での優遇等の子育て家庭の経済的支援へのニーズは大きいことから、支援に係る制度を適切に運用していくとともに、必要とする世帯の利用につながるよう、制度について広く周知していくことが必要です。

第3章 計画の概要

(1) 計画の基本理念・基本目標

1) 計画の基本理念・基本目標

①計画の基本理念（目指す姿）

町民みんながいきいきと充実した人生を生きる
思いやりと笑顔のあふれる勝央町

②計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、以下の2つの基本目標を設定します。

I 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や周囲の人間への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達が大切であり、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

子どものよりよい育ちを促し、子ども一人ひとりが一健やかに成長するとともに子どもの最善の利益を保障できる家庭や地域を目指します。

II 保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまちづくり

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを基本的認識としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することがよりたやすくなるような支援を行います。

子育ての環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者も自己肯定感をもちながら子どもと向き合える環境を整え、親として成長していくことを支援します。

ともに、子育て家庭が不安や悩みを解消できるよう、支援内容についての情報提供や子育て家庭同士の交流の場、相談のできる場づくりを進めます。

また、特別な配慮を必要とする家庭、児童虐待の防止対策を行うことで、安心して子育てを楽しめる地域を目指します。

(2) 施策の体系

基本目標を達成するための各種施策を、具体的かつ効果的に推進するための基本的施策をそれぞれ定めます

【 基本理念 】

町民みんながいきいきと充実した人生を生きる
思いやりと笑顔のあふれる勝央町

【 基本目標 】

I 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

II 保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまち

施策の柱 1	基本的施策
幼児期の教育・保育を提供する体制づくり	① 幼児期の教育・保育を提供する体制づくり
施策の柱 2	基本的施策
地域での子ども・子育て支援事業を提供する体制づくり	1) 幼児期の子どもたちの保育 ① 多様な子育て支援サービスの充実 2) 子どもの心と体を育む家庭・地域づくり ① 妊産婦等への保健医療の充実 ② 子どもの健康の確保 ③ 切れ目のない包括的な相談体制の充実 ④ 地域による子育て家庭への支援強化
施策の柱 3	基本的施策
学童期の教育・保育を提供する体制づくり	① 学童期の教育・保育を提供する体制づくり ② 次代の親の育成
施策の柱 4	基本的施策
特別な支援を必要とする親子への体制づくり	① 養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策 ② 発達を支援する体制づくり
施策の柱 5	基本的施策
安全な生活環境の整備	① 子どもを取り巻く有害環境への対策
施策の柱 6	基本的施策
子どもの貧困対策	① 困難を抱える家庭への支援の充実

第4章 施策の展開

(1) 施策の柱1 幼児期の教育・保育を提供する体制づくり

① 幼児期の教育・保育を提供する体制づくり

- ◆ 幼児教育・保育の量的拡大・確保、保小中高連携や研修の実施等による質の向上や人材確保に取り組めます。

具体的施策	事業名	内容	担当課
幼児期の教育・保育を提供する体制づくり	通常保育	保護者のニーズに合わせた様々な保育形態の教育保育環境を整え、適正な定員管理と入園調整を行っていきます。	健康福祉部
	教育・保育人材確保事業	保育士・幼稚園教諭就職支援セミナーや関係部署と連携した就職支援会の開催を通じ、潜在的有資格者の就労を促進するとともに、保育園の安定的人材確保を図ります。	健康福祉部
	幼児教育・保育の質の確保・向上	保育士に対する研修の充実や研究会の実施等、質の確保・向上への施策を検討・実施します。	健康福祉部
	教育・保育施設の計画的整備	安全・安心な子育て環境を整えるため、保育園施設の改善を継続的に実施します。 また、北部3園（植月保育園・吉野保育園・古吉野保育園）の統合に向けて施設整備を進めます。	健康福祉部
	保小中高連携の充実	年3回程度の担当者会（研修）を実施するほか、保育園・小学校・中学校・勝間田高校の職員が相互に参観等に出向くことで連携を図ります。	健康福祉部 教育振興部

(2) 施策の柱2 地域での子ども・子育て支援事業を提供する体制づくり

1) 幼児期の子どもたちの保育

- ◆ 児童手当や給付、医療費の公費負担など、子育て家庭への経済的な支援に引き続き取り組みます。
- ◆ 延長保育や一時預かり、拡充が行われた病児保育など、多様な子育て支援サービスについて引き続き利便性の向上やサービスの周知を図ります。

具体的施策	事業名	内容	担当課
就学前の子どもたちの保育	延長保育	全園において延長保育事業を継続実施します。	健康福祉部
	一時預かり事業	保護者が急な用事などで保育ができないときや、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたい時などに、保育園で一時的に預かり、必要な保育を行います。	健康福祉部
	病児保育事業	病児について、医療機関に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施します。	健康福祉部
	子育て短期支援事業	保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、委託施設において宿泊を伴った一時預かりを行います。本事業が広く市民に認知されるよう啓発に取り組みます。	健康福祉部
	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できるよう取り組みます。	健康福祉部

2) 子どもの心と体を育む家庭・地域づくり

① 妊産婦等への保健医療の充実

- ◆ 産婦健康診査の実施など、産後間もない時期も含めて、妊娠から出産まで母親の健康確保に取り組みます。

具体的施策	事業名	内容	担当課
子どもの心と体を育む家庭・地域づくり	妊婦一般健康診査	妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため、14回の妊婦一般健康診査を実施します。	健康福祉部
	妊婦への妊娠・出産に関する知識等の啓発	母子健康手帳交付時に、「母子健康手帳副読本」等のパンフレットを活用し、妊娠・出産に関しての正しい知識の啓発に努めるとともに、妊娠期から利用できるサービス等の利用について案内します。また、保健師による面接を実施し、育児の不安や負担感の軽減を図るほか、サポートが必要な妊婦には、妊娠期から継続した支援を行います。	健康福祉部
	不妊・不育治療支援事業	不妊・不育治療を受けた夫婦に対して助成を行います。	健康福祉部
	産婦健康診査	産婦の健康状態を定期的に確認するため、2回の産婦健康診査を実施します。	健康福祉部

② 子どもの健康の確保

- ◆ 子どもの健康確保に向けて、乳幼児健康診査の受診勧奨や診査後のフォローに継続して取り組みます。
- ◆ 虫歯の予防など歯の健康維持や、子どもを感染症等から守るための予防接種の実施に取り組みます。

具体的施策	事業名	内容	担当課
子どもの心と体を育む家庭・地域づくり	新生児聴覚検査	新生児期の聴覚の異常を発見し、早期に支援を行うため新生児聴覚検査を実施します。	健康福祉部
	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を実施して病気の予防や早期発見を図り、身体発育や情緒の発達、生活習慣等の育児に関する不安を軽減するための助言・指導を行います。また、未受診児の把握に努めるとともに、受診の徹底を図ります。	健康福祉部
	乳幼児健康診査後の継続支援	乳幼児健康診査を通じて把握した心身の発達、家庭環境等の子育てに関する様々な課題に対し、関係機関と連携して、必要な支援を継続実施します。	健康福祉部
	歯科検診と指導	乳児期から、健診や保育園での生活等、あらゆる機会をとらえて歯科指導を継続し、個人に応じた指導と保護者の意識を高める事業を実施します。	健康福祉部
	予防接種	子どもを感染症等から守るため、ワクチンごとの対象年齢に応じて無料で予防接種を実施します。	健康福祉部

③ 切れ目のない包括的な相談体制の充実

- ◆ 妊娠期から出産、子育てに至る期間において、ワンストップでの相談対応を行う「勝央町子育て世代包括支援センター」を設置・運営します。
- ◆ ガイドブックや広報紙、ホームページのほか 電子母子手帳アプリを活用した情報発信を行うとともに、勝央町総合保健福祉センターにおいて利用者支援事業を実施し、利用者に応じた情報提供を行います。
- ◆ 訪問による相談支援や、乳幼児健診時や地域に出向いて実施する相談の場、支援センターや子育てひろばでの相談など、様々な相談の機会を設け、保護者等の育児不安の解消や課題解決を図ります。

具体的施策	事業名	内容	担当課
子どもの心と体を育む家庭・地域づくり	子育て世代包括支援センター	母子保健コーディネーターとなる保健師を配置し、妊娠から出産・子育てまで、切れ目なく相談に対応します。	健康福祉部
	こども家庭センター	子どもや妊婦から子育てに関する相談を受け、必要な情報提供や支援を行っていくため、設置をすすめます。	健康福祉部
	子育て支援情報、イベント情報等の提供	「勝央町子育て支援ガイドブック」、広報紙、ホームページ、電子母子手帳アプリ等を活用し、保育園をはじめとする子育て支援サービスや各種の給付、また、誰でも参加できる行事等の情報を提供します	健康福祉部
	利用者支援事業	勝央町総合保健福祉センターにおいて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	健康福祉部
	相談	定例日の育児相談に来られない方でも、いつでも気軽に相談し、育児不安を軽減することができるよう、体制を整えます。	健康福祉部
	産後ケア事業	安心して出産・子育てができるように、必要に応じてホームヘルパー、助産師訪問、ショートステイによる支援を行います。	健康福祉部
	子育て広場	広場において、乳幼児をもつ保護者が気軽に育児について相談したり、保護者同士で交流したりする場を提供します。スタッフの質の向上や、子育てに関する講習の定期的開催、関係施設との連携に努めます。乳幼児健診やお便り等での広報活動により、参加者の増加を目指します。 また、保健師・栄養士・心理士・子育て支援員が連携して、相談事業の充実を図ります。	健康福祉部
子ども・若者サポートネット	0～39歳を対象に、不登校・ひきこもり・ニートなど悩みを抱える本人とその家族を、専門機関や町民全体で支える仕組みを継続します。	教育振興部	

④ 地域による子育て家庭への支援強化

◆地域による子育て支援の仕組みとして、「ファミリー・サポート・センター事業」の活用・普及に取り組めます。

◆愛育委員・栄養委員、町内会等と親子クラブによる世代間交流や、地域での声かけ・育児相談に取り組めます。

具体的施策	事業名	内容	担当課
子どもの心と体を育む家庭・地域づくり	ファミリー・サポート・センター事業の普及	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。 ファミリー・サポート・センター事業の充実のため、交流会や講座を開催し、会員相互の親睦や保育・育児のスキルアップを図ります。 また、津山圏域での広域化を進める中で、会員でない方も参加できる講座の開催等を通じて子育てに有意義な情報を発信し、事業の広報と会員増加を図ります。	健康福祉部
	愛育委員・栄養委員と母子クラブとの交流事業等	愛育委員・栄養委員等と母子クラブによる世代間交流を図ります。	健康福祉部
	愛育委員・栄養委員の声かけ訪問	愛育委員・栄養委員の声かけにより、人と人のつながりを大切にした健康なまちづくりをめざし、地域ぐるみの子育て支援をすすめていきます。	健康福祉部
	家庭教育支援チームによる家庭訪問	子育て情報誌を作成し、年4回程度、小中学生が居る家庭を訪問し、顔と顔の見える関係を構築します。不登校傾向など悩みを抱えた際に対応できる関係づくりを進めます。	教育振興部

(3) 施策の柱3 学童期の教育・保育を提供する体制づくり

① 学童期の教育・保育を提供する体制づくり

- ◆ 新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進し、実施内容や実施体制の整備を図ります。

具体的施策	事業名	内容	担当課
学童期の教育・保育を提供する体制づくり	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブにおいて、昼間、保護者が就労等でない児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、健全育成を行います。小学校区ごとに、保護者等による運営委員会が設置したクラブを運営しており、運営や施設の充実、保育から育成支援に向けた支援員の資質向上や処遇改善を図ります。	健康福祉部
	放課後子ども教室	放課後や週末等の子どもたちの居場所として、地域住民の参画を得ながら、放課後子ども教室において様々な体験活動や交流活動、学習活動を行います。	健康福祉部 教育振興部
	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携型での実施の推進	国の定めた新・放課後子ども総合プランに基づき、同一学区内の放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携又は一体的な実施を進め、放課後児童クラブを利用する児童への子ども教室への参加の機会をつくります。	健康福祉部 教育振興部
	放課後児童クラブにおける特別な配慮を必要とする児童への対応	育成支援を行う中で、障害や発達特性があり特別な配慮が必要な児童に対しては、加配職員の配置を行い、小学校や外部専門機関等と連携を行いながら適切な支援を行います。 また、加配職員に対し、特別支援の研修の機会をつくり、職員の資質向上を図ります。	健康福祉部
	教育委員会と健康福祉部との連携	それぞれの担当事業の開催や、個々の気になる子どもについて適切に支援できるよう、関係機関がスムーズに連携できるようにしていきます。	健康福祉部 教育振興部

② 次代の親の育成

- ◆ 子育て広場を、中高生等が乳幼児やその保護者とふれあうことができる場として活用します。

具体的施策	事業名	内容	担当課
子育て広場 学童期の教育・保育を提供する体制	学生・生徒と未就学児等との交流促進	子育てひろば“ちゃお！”で、中学生・高校生・大学生のボランティア等の活動を定期的に受け入れ、乳幼児やその保護者とふれあう機会を提供します。 子育ての楽しさ、大切さや親の役割についての理解を促進します。	健康福祉部 社会福祉協議会

(4) 施策の柱4 特別な支援を必要とする親子への体制づくり

① 養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策

- ◆ 虐待の防止と、母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく・漏れなく対応することを目的とした「こども家庭センター」の設置を進めます。
- ◆ 要保護児童の早期発見・保護に努めるほか、「勝央町要保護児童対策地域協議会」を活用して関係機関との連携を強化し、情報の共有や適切な支援、見守りを進めます。

具体的施策	事業名	内容	担当課
特別な支援を必要とする親子への体制づくり	こども家庭センター	子どもや妊婦から子育てに関する相談を受け、必要な情報提供や支援を行っていくため、設置をすすめます。	健康福祉部
	児童相談窓口の周知	児童相談窓口の周知徹底を図るため、広報紙、ホームページ等による啓発を行います。 毎年11月の児童虐待防止月間に合わせ、広報で特集記事を掲載して重点的に啓発を行います。	健康福祉部
	養育支援訪問事業	個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図るため、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、具体的な養育に関する指導・助言等を実施します。	健康福祉部
	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。	健康福祉部
	要保護児童対策地域協議会	近年増加し、複雑化する児童虐待案件に対応するため、関係部局が情報共有し、保育園・小中学校や乳幼児の家庭における要保護児童の早期発見や保護に努めます。 また、「勝央町要保護児童対策地域協議会」を活用して関係機関との連携を一層強化し、役割分担の明確化や情報共有による的確な支援を図ることや、該当児童の学校生活の様子などの生活実態の把握に努め、継続的支援を行います。 ヤングケアラー支援についても「勝央町要保護児童対策地域協議会」を活用し、本来大人が担うと想定されるような家事や幼いきょうだいの世話など年齢や成長度合いに見合わない重い責任を担っているヤングケアラーの負担を軽減し、周りの大人たちの理解を深め、社会全体で見守り、支援していく取組を進めていきます。	健康福祉部 教育振興部

② 発達を支援する体制づくり

- ◆勝央町発達支援事業（おやこ教室、保育園巡回、発達検査など）の取組内容の充実や、医療的ケア児への支援体制の整備など、障がいのある児童への支援環境を強化します。
- ◆不登校児童・生徒への対応として、関係機関やスクール・カウンセラー、教育支援員などと連携して支援します。
- ◆特別支援教育の充実に向けて、引き続き、支援者への研修や相談対応、必要な支援へのつなぎ等を行います。

具体的施策	事業名	内容	担当課
特別な支援を必要とする親子への体制づくり	障害児通所支援の充実	障害種別に関わらず、必要な療育・相談等が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービス充実を図ります。発達支援コーディネーターをおき、適切に療育が受けられるように障害児通所支援施設と連携を図るとともに、保育園・小学校との連携を強化します。	健康福祉部
	勝央町発達支援事業の充実	勝央町発達支援事業の充実を図り、保育園等巡回相談等の体制整備に努めます。就学に向けて支援が必要と思われる児童に対しては、家族に児童の特性の理解を促し（発達検査、子育て相談等の実施）、適切な学級選びができるよう支援します。 また、保護者には、小学校に関する適切な情報提供を行い、就学に向けて不安が少しでも軽減できるよう、随時、就学相談を実施します。保育園での関わりが小学校でも生かす事ができるよう、情報の共有、連携を図ります。	健康福祉部
	通級指導教室の利用	定住自立圏において、周辺市町村と連携を図り、特別支援教育の支援体制の充実を行います。	健康福祉部 教育振興部
	ピアカウンセリングの推進	保護者同士の悩みや不安、喜びを共有できる場の確保、親の会の支援を行い、共に育てることを支援します。	健康福祉部

(5) 施策の柱5 安全な生活環境の整備

① 子どもを取り巻く有害環境への対策

- ◆ 自殺や薬物乱用防止に向けて、引き続き啓発活動に取り組みます。
- ◆ 引き続き学校や家庭と連携をとりながら、情報モラルに関する啓発に取り組みます。

具体的施策	事業名	内容	担当課
安全な生活環境の整備	思春期保健等対策	10代の自殺対策については、自殺対策計画策定をきっかけとして教育現場と課題の共有を行います。	健康福祉部 教育振興部
	薬物乱用等防止	愛育委員等関係機関と連携し、中学生対象の薬物乱用防止教室等を開催するとともに、リーフレットの配布等を通じた保護者への啓発を併せて実施します。	健康福祉部 教育振興部
	情報モラルの地域への啓発	外部の団体との協力の下、情報メディアに関する研修会を実施します。 また、広報紙等を利用して地域住民への啓発を行います。	健康福祉部 教育振興部
	安心して外出できる環境の整備	妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設等における子育て家族での外出等に優しい設備整備を推進します。	健康福祉部

(6) 施策の柱6 子どもの貧困対策

① 困難を抱える家庭への支援の充実

◆ 支援に係る制度を適切に運用していくとともに、制度について広く周知していきます。

◆ 経済的支援だけでなく、学習支援の充実に向けた取り組みを強化します。

具体的施策	事業名	内容	担当課
子どもの貧困対策	出産子育て応援給付金制度	孤立感や不安感を抱く妊婦・出産、子育て期までの家庭も少なくないことから、一貫して身近で相談に応じ必要な支援につなげる伴走型相談支援事業と経済的支援を一体的に実施します。	健康福祉部
	児童扶養手当事業	父または母のいない児童や父母がいない児童を養育している場合に、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	税務住民部
	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親やその子ども、あるいは両親がいない子どもを養育している人が病院などで診察を受けた際に、健康保険の自己負担分の一部を助成します。	税務住民部
	母子・父子家庭相談	母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさんが抱えている様々な悩みごとについて母子・父子自立支援員が相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。離婚前の相談もお受けします。	美作県民局 健康福祉部
	母子家庭等自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等事業 *ひとり親家庭の母又は父が、就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成。	美作県民局
	生活困窮者自立相談支援	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業など、包括的な支援を行っています。	健康福祉部 税務住民部
	保育・幼児教育の無償化 (利用者負担の減免)	3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料の無償化を行っています。	健康福祉部
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度未移行幼稚園に通園する低所得世帯等の副食費の実費徴収額を補助します。	健康福祉部
	就学援助制度	経済的な理由で就学が困難と認められる小学生や中学生の保護者に対して、学用品費などの援助を行います。	教育振興部
	養育支援訪問事業	個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図るため子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、具体的な養育に関する指導・助言等を実施します。	健康福祉部
しょうおう未来塾	小・中学生を対象に、宿題・プリント学習等の学習支援を実施します。	教育振興部 健康福祉部	

第5章 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

本町では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、町内全域を一つの区域として設定します。

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めます。

(2) 子どもの人口推計

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	81	79	79	78	77
1歳	73	82	81	80	79
2歳	71	74	83	82	82
3歳	99	73	76	85	84
4歳	98	99	73	76	85
5歳	99	98	99	73	76
6歳	100	98	97	98	72
7歳	112	102	100	98	100
8歳	95	110	100	99	97
9歳	117	95	110	101	99
10歳	102	118	96	111	101
11歳	101	101	118	95	111
合計	1148	1129	1112	1076	1063

※住民基本台帳（各年度10月1日現在）を基に算出

(3) 量の見込みと確保方策

1) 教育・保育事業

教育・保育事業は、小学校就学前の児童が保育所・幼稚園等を利用する事業です。教育・保育事業の量の見込みについては、令和5年度に実施したアンケート調査から国が示す考え方に基づいて算出を行い、事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて値を設定しました。

① 教育・保育の「量の見込み」と提供体制の「確保方策」について

「量の見込み」の算定に当たっての考え方

「勝央町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果をもとに、国から示された「量の見込み」の算出手法等に従い設定しました。

② 「確保方策」の考え方

幼児教育の提供体制

質の高い教育・保育を提供するために、専門職として必要な資質・能力をバランスよく育成することができるように、研修の機会を確保します。

子ども達の個性に応じた保育ができるように、言語聴覚士等の園巡回相談や発達支援教室を利用して保育士の専門性を高めていきます。

保育の提供体制

必要なときに保育サービスが利用できるように保育体制を整備していく必要があります。

出生数の増加している勝間田小学校区では、令和2年度から新築した高取保育園での保育を開始し、定員を増加していますが、子どもの人口推計では年々減少していく中で、今後必要な保育を確保していくための方策として、北部3園（植月保育園・吉野保育園・古吉野保育園）の統合に向けて、施設整備を進めてまいります。

また、企業主導型保育事業による保育園などとも連携を図りながら、保育体制を補うように努めます。

〈 認定区分と対象施設 〉

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

③ 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

認定区分		対象となる子ども	主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	新制度移行幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育園機能）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育園機能） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	私学助成幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯であるもの	

単位：人

		令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号	
		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
①量の見込み	必要利用 定員総数	22	274	21	105	20	251	20	116	19	231	21	125	18	219	21	125	19	230	21	126
②確保の方策	特定教育 保育施設	29	275	22	105	29	255	22	120	29	235	22	125	29	230	22	125	29	230	22	130
	地域型 保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①		7	1	1	0	9	4	2	4	10	4	1	0	11	11	1	0	10	0	1	4

【認定こども園の設置目標】

計画期間中の設置予定はありません。

2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育や子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援をはじめ、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点事業など13事業が、「地域子ども・子育て支援事業」として法的に位置づけられています。

① 延長保育事業

事業名	延長保育事業	担当課	健康福祉部		
事業概要	保育園において、通常の利用時間帯以外の時間に開所時間を延長し、保育を行います。				
内容実績	【対象者】保護者の勤務時間、通勤時間等を考慮し、やむを得ない事情により保育時間を延長する必要があると認められる児童 【実施内容】5施設				
量の見込み	単位：人（力所）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	97（5）	94（5）	91（5）	88（5）	88（5）
②確保の方策	97（5）	94（5）	91（5）	88（5）	88（5）
量の見込みの考え方	「勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果と、児童数、過去の実績に基づき、利用人数を見込んでいます。				
提供体制の確保について	保育園において延長保育事業を引き続き実施します。				

② 一時預かり事業

事業名	一時預かり事業（一時保育）	担当課	健康福祉部		
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった幼児について、保育所・認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。				
内容実績	【対象者】一時的に家庭保育が困難になった幼児 【実施内容】1施設				
量の見込み	単位：人日/年（力所）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	244（1）	252（1）	260（1）	265（1）	285（1）
②確保の方策	244（1）	252（1）	260（1）	265（1）	285（1）
量の見込みの考え方	「勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果と、児童数、過去の実績に基づき、利用人数を見込んでいます。				
提供体制の確保について	今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。				

③ 病児保育事業

事業名	病児保育事業	担当課	健康福祉部		
事業概要	保護者が就労している場合等であって、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育します。				
内容実績	【対象者】当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないもしくは病気の回復期であり、集団保育が困難な児童のうち、小学6年生までの児童。 【実施内容】定住自立圏内 1施設（津山市内）（令和6年3月現在）				
量の見込み	単位：人日/年				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の方策	4	4	4	4	4
量の見込みの考え方	「勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果と過去の実績を基に、量を見込んでいます。				
提供体制の確保について	量の見込みは、潜在ニーズを含んではいるが、定住自立圏内の1施設の利用状況もふまえて提供体制を確保します。				

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業名	ファミリー・サポート・センター事業	担当課	健康福祉部																				
事業概要	会員の相互援助により、子育て支援の地域ネットワークづくりを進め、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを目指して、育児の支援をしてほしい方（依頼会員）と応援したい方（提供会員）を対象に、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが、依頼会員の要望を受け、提供会員を紹介します。																						
内容実績	<p>【対象者】</p> <p>依頼会員：一時的に子ども(おおむね生後3か月～小学生)を預けたい保護者等 提供会員：心身ともに健康で、保育に熱意持ち社会参加をしてみたいと思っている方 （資格・経験は不問）</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼会員と提供会員とのマッチング及び連絡、調整 ・会員の募集、登録等の会員組織に係る業務 ・活動に必要な知識を付与する講習会の開催 ・関係機関との連絡調整、広報活動等 																						
量の見込み	<p style="text-align: right;">単位：人（力所）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み</td> <td>86（1）</td> <td>92（1）</td> <td>96（1）</td> <td>98（1）</td> <td>98（1）</td> </tr> <tr> <td>②確保の方策</td> <td>86（1）</td> <td>92（1）</td> <td>96（1）</td> <td>98（1）</td> <td>98（1）</td> </tr> </tbody> </table>						令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	①量の見込み	86（1）	92（1）	96（1）	98（1）	98（1）	②確保の方策	86（1）	92（1）	96（1）	98（1）	98（1）
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																		
①量の見込み	86（1）	92（1）	96（1）	98（1）	98（1）																		
②確保の方策	86（1）	92（1）	96（1）	98（1）	98（1）																		
量の見込みの考え方	「勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果と過去の実績を基に、量を見込んでいます。																						
提供体制の確保について	依頼会員になるタイミング（入園・入学時）などにあわせて事業のPRを行います。 また、依頼者のニーズに対応できるように、提供会員の募集や研修についても強化していきます。																						

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業名	ショートステイ事業	担当課	健康福祉部		
事業概要	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。				
内容実績	【対象者】一時的に養育困難となった家庭の児童 【実施内容】児童養護施設 1施設				
量の見込み	単位：人日/年				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11	10	10	10	10
②確保の方策	11	10	10	10	10
量の見込みの考え方	「勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果と実績を基に、算出しています。				
提供体制の確保について	安定した支援を行うため事業委託先の拡大を検討します。				

⑥ 地域子育て支援拠点事業

事業名	地域子育て支援拠点事業 (子育て広場)	担当課	健康福祉部		
事業概要	未就園児親子の交流の場を開設し、親子同士の交流の促進、相談支援、子育てに関する情報提供や講座を行います。				
内容実績	<p>【対象者】 おおむね就学前の乳幼児とその保護者</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気軽に自由に利用できる交流の場の提供と交流の促進 ・ 不安、悩み等を持っている子育て親子に対する相談、援助の実施 ・ 身近な地域の子育て関連情報の提供子育てや子育て支援に関する講習等の実施 ・ 総合保健福祉センターでの実施 				
量の見込み	単位：人日/月（力所）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,720（1）	3,629（1）	3,563（1）	3,469（1）	3,562（1）
②確保の方策	3,720（1）	3,629（1）	3,563（1）	3,469（1）	3,562（1）
量の見込みの考え方	児童人口、就園状況、「勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果を考慮して算出しています。				
提供体制の確保について	事業の周知や充実に努め、乳幼児親子がより利用しやすい施設を目指し、親子同士の交流の促進、相談支援、子育ての学びの場、次代の親や子育て支援者の育成の場としても対応できるよう拠点事業の実施方法・実施場所の見直しを行いつつ開催してまいります。				

⑦ 利用者支援事業

事業名	利用者支援事業	担当課	健康福祉部		
事業概要	平成29年9月から子育て世代包括支援センターとして、母子健康手帳の交付や相談を通じ、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を行っています。				
内容実績	【対象者】 妊娠期から概ね1年未満の産婦と乳児、その家族 【実施内容】 安心して出産・育児を迎えられるよう、保健師等の専門職が母子健康手帳交付時の面接や、妊娠・出産・育児についての相談に応じます。				
量の見込み	単位：力所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の方策	1	1	1	1	1
量の見込みの考え方	全ての妊娠届出を保健師等の専門職で面接することをめざします。				
提供体制の確保について	妊娠届出時の面接の向上に努め、支援体制の充実を図ります。				

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業	担当課	健康福祉部		
事業概要	生後4か月までの乳児がいる全戸家庭を、訪問ボランティア（愛育委員）がグッズを持って訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対して保健師につなげます。また、地域のボランティアが訪問することで、地域とのつながりを持ち、親の孤立を防止するとともに、地域全体で親を支援する体制を構築します。				
内容実績	【対象者】 生後4か月までの乳児のいる家庭 【実施内容】 子育て支援情報提供、親子の心身状況・養育環境の把握				
量の見込み	単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	81	79	79	78	77
②確保の方策	81	79	79	78	77
量の見込みの考え方	出生見込み数を量の見込みとしています。				
提供体制の確保について	愛育委員会に委託し、全戸訪問に可能な人員の確保を行います。 町職員を中心に愛育委員と連携しながら、要支援ケースの把握を行います。				

⑨ 養育支援訪問事業

事業名	養育支援訪問事業	担当課	健康福祉部		
事業概要	出産後間もない時期や様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートを行うことにより、養育上の諸問題の解決や軽減を図るとともに、当該家庭において安定した養育が可能となるように関係機関と連携をとりながら支援することで児童虐待を未然に防止します。				
内容実績	【対象者】 養育困難世帯 【実施内容】 定期的な訪問による養育支援 ・ 育児相談 ・ 発達支援 ・ 養育者の相談や健康に関する支援				
量の見込み	単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	75	74	76	76	76
②確保の方策	75	74	76	76	76
量の見込みの考え方	過去の訪問実績から年間の訪問回数を算出し、量の見込みとしています。				
提供体制の確保について	助産制度利用者や医療機関からの連絡により、出産直後から支援が必要な家庭を把握し、保健師、助産師等で定期的に訪問を実施します。				

⑩ 妊婦健康診査事業

事業名	妊婦健康診査事業	担当課	健康福祉部		
事業概要	妊婦の健康診査の徹底を図り、疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことを目的に、妊娠届を提出した妊婦に対し、受診票を交付し、健康診査を実施します。				
内容実績	【対象者】 妊婦 【実施内容】 妊婦一般健康診査 14 回、妊婦超音波検査 4 回、妊婦血液検査 2 回、妊婦クラミジア抗原検査 1 回、B 型溶血性連鎖球菌検査 1 回				
量の見込み	単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	81	79	79	78	77
②確保の方策	81	79	79	78	77
量の見込みの考え方	出生見込み数に妊娠届出/出産数の比率を掛けて、妊娠届出数を見込んでいます。				
提供体制の確保について	妊娠届出者に対し住民基本台帳を確認の上、受診票綴りを交付しており、受診率の向上に向けた取り組みを実施します。				

⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業名	放課後児童健全育成事業 （学童クラブ）	担当課	健康福祉部		
事業概要	放課後児童クラブの利用を希望する全ての児童を受け入れることができるように施設を整備して確保を図ります。 また、放課後児童支援員等の資質向上と確保策の具体的な検討及び実施を行い、放課後児童クラブを支援していきます。				
内容実績	【対象者】 小学校の児童 【実施内容】 各小学校区に 1 クラブ、計 2 クラブ				
量の見込み	単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	207 (2クラブ) (3単位)	206 (2クラブ) (3単位)	205 (2クラブ) (3単位)	199 (2クラブ) (3単位)	192 (2クラブ) (3単位)
②確保の方策	207 (2クラブ) (3単位)	206 (2クラブ) (3単位)	205 (2クラブ) (3単位)	199 (2クラブ) (3単位)	192 (2クラブ) (3単位)
量の見込み の考え方	「勝央町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果を基に、利用児童数を推計しています。				
提供体制の 確保について	○増加する児童に対応するため、学校施設及び公的施設の利用や施設整備により、施設を確保します。 ○放課後児童支援員の処遇改善を含め、新たな人員確保策を検討し実施していきます。 ○放課後児童支援員の資質向上のため、研修を強化します。				

⑫ 放課後子ども教室

事業名	放課後子ども教室	担当課	教育振興部		
事業概要	放課後の子どもたちの居場所として、地域住民の参画を得ながら、様々な体験活動や交流活動、学習活動を行っていきます。				
内容実績	【対象者】小学校の児童 【実施内容】各小学校区に1クラブ、計2クラブ（平成31年度実績） 週1回放課後の時間に実施				
量の見込み	単位：人日/年（力所）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,798（2）	1,883（2）	1,955（2）	1,964（2）	1,952（2）
②確保の方策	1,798（2）	1,883（2）	1,955（2）	1,964（2）	1,952（2）
量の見込みの考え方	過去の実績と児童数に基づき、利用人数を見込んでいます。				
提供体制の確保について	進級後、小学校からの案内文で個別に事業のPRを行い、対象児童の募集を行います。地域住民の参画を得ながら、様々な体験活動や交流活動、学習活動を行います。				

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業	担当課	健康福祉部		
事業概要	新制度未移行幼稚園に通園する低所得世帯等の副食費の実費徴収額を補助します。				
内容実績	経済的に困難な状況にある世帯の子ども等が、特定子ども・子育て支援の提供を受けた場合において、実費で徴収される副食費に対し補助し、これらの子どもの円滑な特定子ども・子育て支援の利用を図ります。				
量の見込み	単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の方策	1	1	1	1	1
量の見込みの考え方	過去の実績に基づき、利用人数を見込んでいます。				
提供体制の確保について	これまでの実績を踏まえ、現状のサービス量を維持することにより、量の見込みの確保に取り組みます。				

〈 新規事業 〉

⑭ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業名	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	担当課	健康福祉部			
事業概要	<p>全ての子どもを育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。</p> <p>※令和8年度以降の事業実施を予定しています。</p>					
内容実績	<p>【対象者】 保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満のこども</p> <p>【実施内容】 1施設</p>					
量の見込み	単位：人					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	0	1	1	1	1
	②確保の方策	0	1	1	1	1
1歳児	①量の見込み	0	1	1	1	1
	②確保の方策	0	1	1	1	1
2歳児	①量の見込み	0	1	1	1	1
	②確保の方策	0	1	1	1	1
量の見込みの考え方	国の指針に基づき需要見込みを算出しています。					
提供体制の確保について	これまでの実績を踏まえ、現状のサービス量を維持することにより、量の見込みの確保に取り組みます。					

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

事業名	子育て世帯訪問支援事業	担当課	健康福祉部			
事業概要	<p>家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。</p> <p>※令和7年度以降の事業実施を予定しています。</p>					

⑯ 児童育成支援拠点事業

事業名	児童育成支援拠点事業	担当課	健康福祉部			
事業概要	<p>養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない児童等が安心して過ごせる環境を整備し、生活習慣や学習のサポート、相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の状況に応じた支援を包括的に実施する事業です。</p> <p>※令和8年度以降の事業実施を予定しています。</p>					

⑰ 産後ケア事業

事業名	産後ケア事業	担当課	健康福祉部			
事業概要	<p>産婦及び乳児を対象に、心身ケア、育児支援、その他必要な支援を行う事業を民間事業者（助産院・病院・クリニック等）に委託し、事業を実施しています。ショートステイ、デイケア、アウトリーチの3事業の合計で上限の範囲であれば、ニーズに応じて事業を利用することが可能です。また、多胎児を持つ産婦には利用時間・日数の拡充などを行っています。</p> <p>(1) ショートステイ（宿泊型） 産後 12 か月までの産婦と乳児を対象とし、助産院等において宿泊をしながら産婦の心身のケア及び育児指導等を実施しています。</p> <p>(2) デイケア（通所型） 産後 12 か月までの産婦と乳児を対象とし、助産院等への日帰り利用により、上記のショートステイと同様の支援を行っています。</p> <p>(3) アウトリーチ（訪問型） 産後 12 か月までの妊産婦と乳児を対象に、助産師が自宅を訪問して産婦への心身のケア及び乳児の育児指導等を実施しています。</p>					
内容実績	<p>【対象者】産後 12 か月までの妊産婦及び乳児</p> <p>【実施内容】民間事業者（助産院・病院・クリニック等）に委託し、心身ケア、育児支援、その他必要な支援を実施</p>					
量の見込み	単位：人					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ （宿泊）	①量の見込み	14	14	14	14	14
	②確保の方策	14	14	14	14	14
デイケア （日帰り）	①量の見込み	16	16	16	16	16
	②確保の方策	16	16	16	16	16
アウトリーチ （助産師訪問）	①量の見込み	51	49	49	48	48
	②確保の方策	51	49	49	48	48
量の見込みの考え方	これまでの事業実績に基づき、伸び率を勘案して需要を見込んでいます。					
提供体制の確保について	これまでの実績を踏まえ、現状のサービス量を維持することにより、量の見込みの確保に取り組みます。					

⑱ 妊婦等包括相談支援事業

事業名	妊婦等包括相談支援事業	担当課	健康福祉部																				
事業概要	<p>妊産婦等を対象とし、出産後も含めて面接等を実施します。</p> <p>妊娠20週以降の妊婦を対象とした面接では、助産師、保健師等が面接を行い、個別にプランを作成し、妊娠・出産・子育てに関する情報や産前・産後の事業やサービスに繋げるとともに、相談窓口を分かりやすく提供し、先を見越した子育てができるように支援を行います。</p> <p>また、妊娠32週を目安に助産師、保健師等が妊婦の体調や産後の支援状況などを電話で確認し、必要に応じた情報提供を行っています。</p> <p>産後には、「こんにちは赤ちゃん訪問」にて、家庭の状況、様々な不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行っています。</p>																						
内容実績	<p>【対象者】 妊産婦</p> <p>【実施内容】 保健師による面談、アンケート調査（母子手帳交付時、妊娠8か月時、産後）</p>																						
量の見込み	<p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td>②確保の方策</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> </tbody> </table>						令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	①量の見込み	70	70	70	70	70	②確保の方策	70	70	70	70	70
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																		
①量の見込み	70	70	70	70	70																		
②確保の方策	70	70	70	70	70																		
量の見込みの考え方	妊産婦届出数の推移を需要見込みとしています。																						
提供体制の確保について	保健師が、面接等を行い、妊娠・出産・子育てに関する情報や産前・産後の事業・サービスに繋がります。																						

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、施設等利用給付費の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第6章 「勝央町子ども・子育て支援事業計画」の推進にむけて

(1) 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、地域全体で取り組みを行っていく必要があるため、行政機関内部だけでなく、保健・医療・福祉・教育・就労等様々な分野にわたるため、関係部局と連携・調整を図りながら本計画の各種施策（事業）を推進します。

また、勝央町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育て支援にかかわる家庭、保育所（園）、学校等や、地域、その他関係機関と適切な役割分担のもとで連携を強化し、子ども・子育て支援法の理念に基づいて、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

(2) 関係機関との連携

子ども・子育て支援施策は、児童手当や子育てのための利用給付等、国や県の制度に基づいて実施を行うものや、近隣自治体との連携を必要とする事業が多くあります。

そのため、国や県、近隣自治体との連携のもと、計画の推進を図ります。

(3) 計画の進捗管理

本計画は法定計画として、計画の進捗状況を毎年度点検・評価する必要があります。計画の進捗状況を把握し、進行管理を計画的に行っていきます。進捗状況管理・点検を行う機関として、町民の代表や学識経験者等によって構成される「いきいき金太郎健康の郷づくり推進会議」を活用し、子育て支援についての課題整理や解決に向けた提案などを行っていきます。

また、必要に応じて本計画の見直し・改善を図ります。

參考資料

いきいき金太郎健康の郷づくり推進会議規約

(名称及び組織)

第1条 この会の名称は、いきいき金太郎健康の郷づくり推進会議（以下「推進会議」という。）と称し、別表の勝央町の保健医療福祉関係者、議会、教育関係、住民組織、事業所等の代表者をもって組織し、町長が任命する。

(目的)

第2条 この推進会議は町長の諮問に応じるとともに、関係機関及び団体等の連携を強化し、勝央町民の健康と福祉を増進することを目的とする。

(役員)

第3条 この推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長、副会長は委員の互選とする。

(役員職務)

第4条 会長は推進会議を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間となる。

(顧問)

第6条 この推進会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は必要に応じ、推進会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数が主席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 町長の諮問事項
- (2) 健康づくり推進活動、その他協議の運営に関する事項

(事務局)

第8条 推進会議の庶務は、勝央町役場健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して、必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成13年1月31日から施行する。

2 この規約の施行に伴い、昭和54年勝央町健康づくり推進協議会規約は廃止する。

別表

1	区長会
2	民生文教委員
3	医師会
4	歯科医師会
5	民生・児童委員会
6	社会福祉協議会
7	園長会
8	P T A連合会
9	校長会
1 0	スポーツ推進委員会
1 1	栄養委員会
1 2	愛育委員会

計画策定の経過

開催数	開催日	内容
	令和6年8月17日～ 令和6年9月2日	勝央町子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査の実施
第1回	令和7年1月27日	第3期勝央町子ども・子育て支援事業計画策定について アンケート結果について
	令和7年2月10日～ 令和7年3月10日	パブリックコメントの実施
第2回	令和7年3月27日	第3期勝央町子ども・子育て支援事業計画最終案について

いきいき金太郎健康の郷づくり推進計画策定委員

所属	役職名	氏名	役員名
勝央町議会民生文教委員会	会長	下山 善則	会長
勝央町民生委員児童委員協議会	会長	下山 博史	副会長
勝央町社会福祉協議会	会長	福島 茂	副会長
区長会	会長	宮野 一	
医師会	代表	小坂田宗倫	
歯科医師会	代表	小坂田静二	
園長会	会長	植月 良子	
P T A連合会	会長	古山 敏宏	
校長会	会長	浦島 毅	
スポーツ推進委員会	会長	高山 恭子	
栄養委員会	会長	河内三月三	
愛育委員会	会長	橋本そのみ	

顧問

アドバイザー	元岡山県保健師	山本 真弓	
岡山県美作保健所	所長	光井 聡	
岡山県美作保健所勝英支所	支所長	田頭 羊子	

第3期勝央町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

策定 令和7年3月

編集・発行 勝央町役場 健康福祉部
こども未来室

〒709-4334 岡山県勝田郡勝央町平 242 番地 1

TEL (0868) 38-1192

FAX (0868) 38-7103